

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

< 第22号 >

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）

令和7年11月26日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録<第22号>

開会の日時

年月日 令和7年11月26日 水曜日
開 会 午後1時15分
散 会 午後5時39分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	小 渡 良太郎
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	比 嘉 瑞 己

委 員 大 田 守

欠 席 委 員

委 員 当 山 勝 利

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

中 田 清 大
運 天 修

○西銘啓史郎副委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

昨日、本委員会の委員長である座波一議員の辞職が許可されたことから、委員長が欠員となっておりますので、副委員長の私が委員長の職務を代行いたします。

また、本日の会議において、本委員会の新たな委員として小渡良太郎委員が選任されておりますので、御報告いたします。

なお、この後委員長の互選の結果により委員席の変更が生ずる可能性がありますが、議事の進行上、ただいまの御着席の席を仮の委員席として指定いたしますので、御了承願います。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長の互選は指名推選で行うことで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり指名推選によ

ることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には西銘啓史郎委員を指名いたします。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、私、西銘啓史郎が選任されました。
このたび、委員各位の御推挙により委員長に就任いたしました西銘啓史郎です。

委員会の運営につきましては、公正・中立を旨とし、議論等の活性化に資するよう円滑な進行に努めてまいりますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、委員長の互選は終わりました。

次に、私の委員長就任に伴い副委員長が欠員となりましたので、これより副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、副委員長の互選は指名推選で行うことで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には仲里全孝委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には仲里全孝委員が選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、自席にて御挨拶をお願いいたします。

○仲里全孝委員 ただいま副委員長に選任されました仲里全孝でございます。

委員長をしっかりと支えつつ、皆さんの御協力を得ながら、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 以上で、副委員長の互選は終わりました。

休憩いたします。

午後 1 時 23 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、平成27年度当時の地域安全政策課課長中田清大氏及び平成29年度から令和元年度までのワシントン駐在 2 代目所長運天修氏に出席をお願いしております。

まず初めに、中田清大氏への証人尋問を行います。

中田清大証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻

族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受けまたは有罪判決を受けおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷または祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申し出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 それでは、中田清大証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○中田清大証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事もかくさず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和7年11月26日、中田清大。

○西銘啓史郎委員長 証人は宣誓書に署名捺印願います。ほかの皆様も、どうぞ御着席ください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、尋問の方法等について確認した。また、新垣淑豊委員から徳田将仁委員に、大浜一郎委員から宮里洋史委員に、小渡良太郎委員から仲里全孝委員にそれぞれ全ての持ち時間の譲渡があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより、中田証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは中田清大さんですか。

○中田清大証人 はい。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○中田清大証人 職業はございません。生年月日は昭和30年12月27日でございます。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って各委員からの尋問を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 中田さん、本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず初め、私のほうからは、ちょっと起案に関して少し何点かお尋ねしたいのですが。平成27年度のこのワシントン駐在事務所関連委託契約ですね、最初にこの起案の指示を出したのは、当時の課長である中田さんですか。

○中田清大証人 指示というよりも起案は自動的というんですか、されていたというふうな、具体的にやるという感じではなかったと思います。

○徳田将仁委員 先日ですね、当時の主査であった小濱さんからお話を伺ったときにですね、その当時の課長、中田課長から直接指示を受けて——その当時の小濱さんも、課長から直接この指示が来るようないびつな形であったと証言があったんですよ。なぜそのような形になったのかちょっと思い出しながら、伺いたいと思います。

○中田清大証人 事業としてはもう走っていたのかなと。いわゆる起案というんですかね、小濱さんに具体的に起案の指示をやったかっていうのは、記憶にございません。

○徳田将仁委員 では、課長自体はこの駐在、今回の起案ですけど、どなたかの指示があったとか覚えていませんか。

○中田清大証人 最初に具体的な指示というのは、どこからもないと思います。ただ、事業としては、もう既にどこにやるとか予算とか、そういうのはもう既にできていたのかなと、当時ですね。できていて、起案すべき担当が定まっていたかいなかったかというのは、ちょっと記憶にないんですけども。そういうところで走っていったのかなと。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員及び委員長からゆっくりでいいから記憶を呼び起こして答えてほしい旨の発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人 具体的に指示したというのは、やはり記憶にないんですけれども。担当者がいた——いるはずなんですよ。いたと思う。ただ、それが小濱さんだったのか、誰だったのかというのはちょっと記憶にないんですけれども。もともとその事業を予算化して、どういうふうにやっていくというふうなことで担当はいたと思います。

それに対しては、やはり指示というんでしょうか。起案して、委託事業をやっていくというふうな流れだと思います。

そして、そのときに小濱さん——直接担当へというのではないのかなと思うんですけれども、班長なりを通してやっていくのではないかなと。ただ、小濱さんに具体的に指示したという記憶は私のほうはございません。

○徳田将仁委員 小濱さんもその入った当時ですね、入庁して二、三年と短くて、どうやっていいかわからない状態の中で、課長から指示を受けながらやっていたという話を伺ったんですね。その中で、今、結局私が聞きたい大事なところは、課長自体は、じゃ、どなたからの指示で動いていたんですか。

○中田清大証人 一番最初の起案の時点については、先ほど申し上げましたけれども、もう既に事業が組み立てられていた。この予算の執行というのは平成27年度から始まるという中で起案をしていったというふうに思っています。だから指示というより、行政的な流れでいうと——この事業だけじゃないと思いますけれども、いわゆるもう前年度で予算要求して、財政課と調整して、議会のほうの承認を得て、配分を受けて、それを執行していくというふうな流れの中でやったということしか頭に残っていません、具体的に誰が指示したとかというのは、そのときには何もなかったと。ただ事業としては、もうこういうふうな形でやっていくというものができていたと記憶しています。

○徳田将仁委員 今の根本的な話に戻りますと、まずじゃ、小濱さんが起案をしました。班長そして課長がいるわけで、どんどん上にこうやって決裁が上がっていくじゃないですか。それにサインした、印鑑を押したというところは覚えてますよね。

○中田清大証人 印鑑を押したかどうかという記憶はございませんけれども、当然押されているものだと思います。

○徳田将仁委員 また、小濱証人からの話なんですけれども、3年間積算資料と

いうものは、本人は1度も作ったことはないという話をしていたんですね。積算資料ですよ。その中で誰が作ったかも分からないという話をしていたんですよ。課長から、これをつけて決裁を回してと言われたと言っているんですね、小濱さんは。課長からこれが回ってきて、その積算資料を持ってきたのは課長だと思っているんですけど、事実ですよ、それは。

○中田清大証人 申し訳ございません、記憶にはないですね。そして積算資料を私のほうから出すというのは、ちょっとないんじゃないかなと。積算資料というのは、もともと予算つくるときに添付されるものだと思いますので、申し訳ないですけども、そういう記憶はございません。

○徳田将仁委員 その添付をされて、小濱さんは頂いたと言っているんですよ、中田さんから。それで、じゃ、今の話だと、課長として、課長としてですよ、積算資料、課長もそのとき誰が作ったか分からないし、課長として把握していないということでもよろしいですか。そういう認識で私たちはいいんですか。

○中田清大証人 予算ができた段階ではですね、当然に前任——前任の担当が小濱さんだったかどうかもちっと記憶にないですけども、そのこのほうで積算をして、それを積み上げていっているのが予算になってきますので、それは当然入っているんじゃないかと。そういうふうなものを何て言うんでしょうか、積み上げたもので予算になっていて、それを執行しているというふうに思っていますけれども。

○徳田将仁委員 ただ単純に課長として、じゃ、積算資料をその当時、中田さんも把握していなかったということでもよろしいですか。

○中田清大証人 そこは記憶にございませんけれども、積算の基というのは何度も申し上げますけれども、予算をつくる大前提として、それは当然あったんじゃないかなと思います。担当が小濱さんだったかどうかというのはちょっと記憶にないんですよ。ないんですけども、小濱さんが積算したことがないと言うのであれば、その積算した前任者がやった資料があったんじゃないかなと。ただ記憶にはないです。

○徳田将仁委員 課長自体は、この積算には関わっていないということでもよろしいですか。

○中田清大証人 積算はですね、申し上げたとおりで、私のほうではもう既に予算もできていますし、あのとき非常に記憶が不確かなんですけれど、委託先ももう何か決まっていたのかなと思っっているんですけれども。事実上、事実上というのかな。そういうふうに記憶しています。

○徳田将仁委員 同じように仕様書についても聞きたいんですけど、仕様書についても小濱さん、金城さん、今回話を伺った中で、本庁主導で作成されたって言っていたんですね。その中で担当者はもう全く関与していないという証言があったんですよ、皆さん。この仕様書の作成の過程でですね、課長として、それはもう課長としても目を通したのか、課長としての指示なのか、それとも部下任せだったのか。

○中田清大証人 仕様書について、課長が直接作るというのではないと思います、どこでもですね。仕様書について、標準仕様書というのがもともとあるんじゃないかと。記憶ですよ。私も実務でやっている頃というのは、財政だか会計が出しているようなものがあった記憶あるんですよ。これ不確かなんですけれども。そういうふうなものを基にして仕様書が作られているんじゃないかなと。すみません、記憶にはもうそこら辺どうだったかというのは全くございません。ただ経験的にはそうだったんじゃないかなと……。

○徳田将仁委員 小濱さんが起案者として、今回いろんな話を伺ったんですね。小濱さんの証言の中でもそうなんですけれど、では中田さんとしては、小濱さんは一体誰と協議をしていたと思いますか、その当時。

○中田清大証人 すみません。今の意味が、誰と協議というのは……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から担当の小濱さんが業務を進める上で誰と相談しながらやっていたと思うかとの補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人 担当が勝手にやるということはないです。当然です。それは担当、そして班長、そして副参事もいたのかな。副参事、課長、それから統括監というふうな流れの中でやっていきますので。ただ、その資料を作るとかというのが、3年でやったことなければ班長がヘルプするでしょうし、副参事がヘルプするでしょうし、私のほうもそれ当然一緒にやります。ただ具体的にですね、こうしろというのをこの委託でやったというのは、特に記憶がございません。一般的な委託事業の感覚でやっていたということしか頭にはないですね、残っているのは。

○徳田将仁委員 質問を変えます。法人設立についての質問をしたいと思うんですけれど、法人設立というのは、やっぱり極めて重大な行政判断だと思うんですね。その中で中田さんは法人設立について、この課内で協議したことがあるのか、最終的にこれは誰が判断したのか、教えてください。

○中田清大証人 すみません。私がこの委員会に来てくれと言われたときに、資料を見せてほしいということで、全然記憶にないのでということでやったんですけれど。この法人というのも、もう一つ申し訳ないんですけれど、今退職してから新聞を一切読まないというふうなことでやっていて、この問題が出たというのは、テレビでたまたま見ているとき、何かそういうのがあるのかというふうに認識してしましてですね、法人というもの自体分からないんですよ。

○徳田将仁委員 中田さんは、最近この問題が——この法人ということを知ったということによろしいですか。

○中田清大証人 そのとおりです。

○徳田将仁委員 これは山里さんからの証言ではあるんですけども、平成27年5月1日のウェブ会議ですね、当時、地域安全政策課長は中田さんだったと思うんですけど、中田さんもこのウェブ会議に参加していると思うんですけど、その記憶はありますか。

○中田清大証人 これ、事業として、私たちの課のほう知事応接室に大きなテレビをセッティングして、ワシントンとつないで会議をするというふうなものをセッティングした記憶ございますし、その場にいたのも記憶がございます。

○徳田将仁委員 その記憶はあるということで。冒頭にですね、山里さんは、この事務所の法人登録の説明をして、そして共有資料の中でですね、アジェンダの項目として、法人登録とFARA登録が必要と書いてあるって言っているんですね。その記憶はありますか。

○中田清大証人 申し訳ないです。そういう記憶はございません。

裏方のほうでですね、セッティング等をやっていて、実際の会議でやり取りしたというのは、私のほうはございません。

○徳田将仁委員 そこが今回の問題でもあると思っているんですけど、山里さんはその冒頭でこれを進めなければ前に行けません、よろしいですねって、みんなに確認を取ったと言っているんですよ。そこで、今みんなは知らないと言っているんですよ。そこがおかしな点かなと思っています。何かあるならどうぞ。

○中田清大証人 全然それは記憶にございません。

○徳田将仁委員 また違う話で、当時課長としてですね、弁護士ダニエル・S・クラカワー氏と連絡を取ったことはありますか。

○中田清大証人 全く聞いたこともないですね。

○徳田将仁委員 後任の担当者、後任の例えば課長に、引継ぎというのはどのように行いましたか。

○中田清大証人 引継ぎはですね、文書で行うというふうになっていますので、文書で引継ぎしているかと思えますけれども。中身がどうだったかというのは、申し訳ないですけど、記憶にございません。

○徳田将仁委員 じゃ、引継ぎのときの文書は、じゃ、間違いなく残っているということでよろしいですか。

○中田清大証人 残っていると思います。

○徳田将仁委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 どうぞよろしく申し上げます。

すみません、中田さん。平成27年当時の知事公室地域安全課長ということで、地域安全政策課というのは、どういった業務を行っていましたか。

○中田清大証人 基本は研究員という方々がいらっしやいましてですね、その研究員というのは、かなりこう世界情勢というんでしょうか、そういうのに何ていうんですか知見を持った方々で、また非常に最新の情報を、グローバルな地球の中で、沖縄のこの方向というふうなものを研究なさっていて、その研究の中で沖縄の置かれている状況はこういう状況ですよというふうなものをレポートしてくれるということで、これを私達の課のほうから、公室長を含めて三役のほうに提供することというふうな事業が、やはり大きな事業になっていたというところです。

○玉城健一郎委員 ということは、当時地域安全政策課としては、いろんな方の知見を受けた上で、シンクタンクではないですけども、そういった情報を集めながら、この沖縄の県政、特に基地問題に対しての政策提言を行っていたということ。

○中田清大証人 政策提言までは行ってなくてですね、そこはまた基地対策課がこういうふうになったら、地域政策課というのがこういうふうにございまして。その提言対策というのは、やはり基地対策課のほうで、情報を集めて三役にフィードバックするというのが、もともと体制としてはそういうふうになっていました。三役にこう進言する機会というのはなかったですね。私が赴任する前は、そういうふうに行っていたこともあったというふうに聞いています。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

この今回のワシントン駐在の大きな問題の1つの中に、意思決定の欠如だったり、意思決定の文書がなかったりとか、あとは地域安全政策課も途中から基地政策課と一緒にあったりとか、この業務が変わったりという状況があったと思いますけれども、中田さんがいたときに、実際にこの課がいろいろ再編で変わったときに、人員体制的にはどのように変わってきたんでしょうか。

○中田清大証人 えっとですね、まず研究のほうはもう何か知らんけれどもほぼ終わりだよと、次年度はないぞというのを上のほうからですかね、言われたというのと。人力的にはメンバーをほぼ取られていなくなって、副参事も取られていますのでね、実質的には研究員と私、班長と職員5名くらいの体制になったのかなと。

○玉城健一郎委員 分かりました。

では、ワシントン駐在に事務所を設置し、事務所をつくるだったり、その地域安全政策課の中でそういった決裁とかをやるのは、業務の中にはなかったという認識でいいんでしょうか。

○中田清大証人 すみません。地域安全政策課にはなかったという……。

○玉城健一郎委員 地域安全政策課のほうに、こういったワシントンにオフィスを置くだったり、委託をすとか、そういった決裁については、地域安全政策課のmatterではなかったという認識でしょうか。

○中田清大証人 組織上は地域政策課のほうにございます。実質的な戦力としては、なかなか厳しいのがあったのかなとは思いますが。

○玉城健一郎委員 分かりました。

ここで私はちょっと終わりますけれども、また引き続きワシントン駐在に関して様々な意見がございますので、ぜひとも、これからも御協力のほどよろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 中田証人にお伺いいたします。

中田さんは当時本庁において、法人設立を含む本県の判断過程に関与する課長職にあったということでありました。その判断の起点として、お伺いしたいと思っております。

まず、法人設立に関する判断について、当時の御認識はどのようなものだったのか教えてください。

○中田清大証人 テレビ等でやっている法人というふうなものの認識は、全くございませんでした。いわゆる法人を設立するとかですね、何か新聞というよりネットですか、読んでみると、株式会社をつくって営利企業というんですか、そういうふうなものをやっているというのは、全く分からなかったというんでしょうか。

○高橋真委員 ということは、課長という立場で分からなかったということは、いわゆる2つに1つかなと思います。どれか近いほう、ちょっとお答えいただきたいんですけど。報告がなかったのか、確認をしなかったのか、どちらでしょうか。

○中田清大証人 報告はございませんでした。

確認をする、いわゆる委託にはなっていないかと思いますが。委託についてはですね、これはやはりちゃんとやられているかと。委託先については、委託した内容でやられているのか、その費用については適正に使われているかというのはですね、これはもう最大限やらないといけませんので、いわゆるそういうふうなものはしっかりやっているというふうに思います。ただ、自分のほうでワシントンに行って確認というのは、やっていないということでございます。

○高橋真委員 結果は重大な不備として認定をされております。

一方、山里参考人は、当時組織として、特段の問題意識は共有されていなかったという趣旨の証言をしております。当時の認識についてですね、問題性は把握をしていたけれど、共有の必要性を認識していなかったのか。それとも問題性は感じていたけれど、共有の段階には至らなかったのか。それとも組織として問題意識は形成されていなかったのか。そのときの近い認識、教えていただけませんか。

○中田清大証人 共有ということでの情報提供というのは、全くないと思います。委託事業の中で、そういうふうなものをやられているというんだったら、それは当然、こういうふうなことをやりますよというのは、報告として来ると思いますけども、そういうふうなものはなかったんじゃないかなと。分からないものを確認するというのは、また、性悪説にずっと立っていればあるかもしれないんですけども、一般的な県庁の中でそういうふうなものはないんじゃないかなと思います。

○高橋真委員 いわゆる問題意識が形成されていなかったというふうに受け止められるんですけど。その結果として、重大な不備として今認定をされております。当時の設立手続や運用方法については是正を指示した、あるいは再検討を求めたという記録が確認をされていない状況であります。そこで、当時の対応というのは、どういったものだったのかというのを確認したいんですけど、例えばこの法人設立に関する問題性を認識して是正しようとして試みたことがあるのか。もしくは問題性は認識していたけど是正にまでは至らなかったのか。もしくは問題性の認識が不十分だった、そもそもなかった。どちらのほうに近いんでしょうか、お伺いいたします。

○中田清大証人 今、問題にしてる事項については、当時は覚知してませんでした。分からなかった。知らなかったということですね。

○高橋真委員 ちょっと変えます。あと平安山参考人からは、上の者からの指示でサインをしたというふうに証言をしております。この上の判断ラインについて、中田さんの認識についてお伺いしたいんですけど。課長である御自身が含まれているのか、さらに上位の判断であったのか、もしくは自分の関与なく進んだのか、これは法人の定款にサインをしたときのお話です。お伺いいたします。

○中田清大証人 副知事はかなりバイタリティーを持って指示をしてきた、律してきたのはあったかと思えます。公室長からの指示と同じぐらい、副知事のほうからはかなり強いリーダーシップというんでしょうか、あったかと思えますけども。我々レベルでは、ちょっと分かんないのはあったかなと思えます。そこはちょっと分かりません。

○高橋真委員 今の認識の確認でございますけど、中田証人は関与していなかったということでもよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から平安山所長が法人設立に関する定款等にサインしたことについて中田証人の関与があったのかとの質問があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人 平安山さんはかなり昔から知っています。私、基地関係部署がを3回目ですので、かなり昔から知っていますけれども、いわゆるワシントン駐在になって、話したことは1度、電話で話したことがあるかなという程度でございます。サインっていう話は、今初めて聞いています。

○高橋真委員 はい、分かりました。

それではもう時間ですので、最後に行政経験者としてお伺いしたいと思います。

この今問題になっている、ワシントン駐在の問題については、当時の課長として必要な判断を尽くしたといえるものでしょうか、それともいわゆる対応としては不十分だったといえるのでしょうか。認識に近いところをお答えいただければと思います。

○中田清大証人 ワシントン事務所が問題になってるっていうのは、新聞というかな、ネット等で承知しましたけども。この委託事業をですね、行政的に、小濱そして班長含めですね、みんなそれは精一杯、県民に対して恥ずかしくない対応をしたというふうに申し上げたいと思います。

○高橋真委員 ありがとうございます。

ただ、そのとき不作為だったのかもしれませんが、大きな問題となって、その時代にいた方々のもとの大きな問題になっているということでもあります。最後に、何か県民に対してお伝えしたいことがあれば、おっしゃってください。

○中田清大証人 不作為というのは、やるべきことをやらないというのが不作為だと思いますけども、やるべきことはですね、しっかりと私の部下を含め、誰も恥ずかしいことをやってるものはいないというふうに、この場で申し上げさせていたいただきたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 中田さん、よろしくお願いたします。宮里です。

当時、平成27年度に課長に就任されて、そのすぐの5月でしたか、知事訪米があるということで、26年度、平成27年の年度前ですよね。2月、3月慌ただ

しく動いていたこの事業でありますけれども。小濱証人のほうからですね、当時課長から——これ結構、県政のシンボリックなスタート事業なんでそこはとも覚えていると思うんですけども、この小濱起案者について、ワシントンからの活動報告を出させなさいと、定期的にもらいなさいと言った記憶はございますか。

○中田清大証人 これはですね、小濱主査に直接言ったのかどうか分からないですけども、何をやってるかというのは常に把握できるようにしてくれんかというのは、はい、記憶しています。

○宮里洋史委員 それで、ワシントン事務所のほうから、どのような報告を定期的なのか、不定期的なのか、もらったのか、お答えできますか。

○中田清大証人 具体的なものはですね、記憶にもうございません。

ただ、やはりワシントン駐在、駐在を置いてるけれども分からないというのは何ていうんでしょうか、あり得ないことですので。それは何ていうかな、常に状況を把握してくれんかというのは、副参事含め、みんなに情報共有というのは促していたと思います。

○宮里洋史委員 どのような情報共有を図ってという指示をしたのか、お答えできますか。1つでもいいですよ、網羅的にあると思うので。例えば。

○中田清大証人 委託事業で、どのような——こう何ていうのかな、もう記憶にはないんですけども、今考えるとすると、お金の使われ方とかですね、ちゃんと机があるのかなとか。いろんなものを委託してますので、その内容がちゃんとされてるのかなっていうふうなことだったじゃないかと、私のほうが指示したのは——情報の中身自体は地域政策じゃなくて、基地のほうの情報なんですね、ほぼ。活動の中身というのは。いわゆる委託しているものについては、こちらのほうでクロスっていうんでしょうかね、そういうような感じだったと思います。情報。

○宮里洋史委員 改めて確認しますが、平成27年、課長は何課の課長でした。

○中田清大証人 地域安全政策課ですね。

○宮里洋史委員 小濱証人からなんですけれども、平成27年度途中に、課長から法人設立の報告がありましたということ、また改めて課で共有もされましたという表現があったんです。この証言についてはいかがですか。

○中田清大証人 事務所ができたよということではないですか、事務所ができたという認識はございましたので。いわゆる活動する場所を借りたよと、そしてそこが事務所ですよというのは。そこまでは何て言うかな、委託はしてるけれども、その形が見えてこなかった。その形ができましたよっていう報告は受けましたので、山里さんのほうから。それについては、いわゆる事務所ができたぞと。元駐在員が自宅でやっていたと、これは山里さんからはかなりクレームきてましたのでね。事務、自宅でやってるんですよと。それは委託したところで、今事務所を探してます。事務所ができましたという報告は受けてますので、それは事務所できましたよ。

ただ、今おっしゃって、皆さんが今問題にしている営利企業、営利企業をつくったとかっていう、いわゆる法人設立という頭は、その当時はもう今もないですけどね、ないと。

○宮里洋史委員 山里さんが参考人招致のときに、平安山さんも分かるはずで、翁長知事にも登録書を、新聞の報道にも載りました定款を見せて、法人設立しましたよとお話をされておりました。その上で、起案者である担当の小濱さんが、前回の証人喚問で、法人設立されましたよというのを山里さんから聞いたという話であれば分かるんですけども、課長から報告があったっていう答弁をしているんです。そこが、課の共有がどこまでの程度だったのか気になるので、そこを改めて答弁願えますか。

○中田清大証人 法人設立という、今、営利企業とか何とかっていうふうな認識は全くございません。そして事務所ができたよというのは記憶にございます。記憶にございますというより報告を得ましたので、そういうふうにできたぞと、やっとなんていうのはございます。

○宮里洋史委員 またですね、今度はちょっとこの事業の入口からのお話になるんですけども。小濱さんは、仕様書は山里さんからのものだったと感じておりますというお話をしてるんですね。先ほどの中田さんの答弁では、課では積算も含めて、僕はタッチしてないってことだったんですけども、このスキーム、事業するに当たって委託するスキームがあるじゃないですか、何をするの

も。これは誰が考えていましたか。

○中田清大証人 これは前任の池田さんから引き継いだときには、もうすでに運営できていると。委託するところももう何か比較して終わって、そこしかできないとかっていうふうなことの説明を受けたような記憶がございます。ただ、あくまでも記憶です。

○宮里洋史委員 分かりました。

それでは、この設立について記憶のある範囲でお願いいたします。出資金の1000ドルっていうものが出ておりますけれども、当時、課長として出資を行うという判断をした記憶はございますか。

○中田清大証人 ありません。

○宮里洋史委員 このような事務手続が進められることはあるんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から委託金から出資金が出ているか把握していたのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人 分かりません。

○宮里洋史委員 重ね重ね失礼いたします。

株券が長期間放置されていて、公有財産として登録するしないの話は全くなかったということですか。

○中田清大証人 株券があったというのも、今あるということもですね、分かりません。公有財産、いわゆる出資ですね、出資についてはですね、私もほかの課のときにそういう事業やったことございますけども、出資をするにはですね、その課だけでは解決しないんですよ。いわゆる財政課との協議とか、額によっては議会の承認も必要になってくると思いますし、それと会計課のほうで

はじかれると思うんですよ。ということで、経験的にいっても、そういうことはあり得ないんじゃないかなと思います。

○宮里洋史委員 それではやはり当時、委託料から払ったとして追認という形で今県が行っていることは、当初事務を考えたとしてもあり得ないということによろしいですか。

○中田清大証人 そうですね。ないんじゃないかなと。

○宮里洋史委員 設立の目的なんですからけれども、FARA登録を行いたい。ビザが今のままじゃ向こうで活動できないという問題があったと思いますけれども、このFARAの登録とかビザの問題というのは、課長として認識されてましたか。

○中田清大証人 これはですね、山里さんのほうからビザが取れないかもしれない。もう戻るかもしれないっていう連絡がございました。

○宮里洋史委員 FARAを登録するときには法人が必要って話は、私たちはこの百条の中で共通認識としてあるんですけども。当時、その話はされてましたか。

○中田清大証人 聞いていないです。

○宮里洋史委員 分かりました。

それでは委託事業について質問していきます。当時ですね、コア社に委託をして、ワシントン駐在事務所の運営をしてくれとやってたんですけども、コア社がほかの会社に再委託しているか仕事を発注してるっていう情報は、課長のほうには届いてましたか。

○中田清大証人 ないです。分からないです。ないというより分からないです。

○宮里洋史委員 じゃ、当時マーキュリー社という名前があったこととかは、記憶としてございますか。

○中田清大証人 ないです。

○宮里洋史委員 先ほど一番初めにですね、課長のほうから、やはり定期報告がほしいということになりました。それはやっぱり事務所運営体制ももちろんなんですけども、やっぱりこの何しに行ってるのかって目的の部分も聞くとと思うんですね。そのときにこういう会社に当たって、ロビーイングしているみたいな話はあればですね、もしかするとマーキュリーの話も出てくるかなと思うんですけど、これ一切なかったという認識ですか。

○中田清大証人 記憶にないですね。どういうふうな報告があったかというのも、申し訳ないですけど、もう全て覚えてないっていうんでしょうか。山里さんが、電話でもう戻らんといかんというのを言ったのと、もう生活費が高いと。ドル高だったのかな、ドル高になって、もうとてもじゃないけどっていう話は鮮明に覚えてますけども。ほかの部分についてはですね、特に委託事業としての不具合というんでしょうか、不具合とかっていうのは記憶にないですね。

○宮里洋史委員 証人が先ほどの証言でですね、やはりお金関係、委託して何千万も払っているから、そのお金の流れは確認したいから報告してくれっていうことを、まるっと、この課と共有して、担当者に指示をしたみたいな話を先ほどおっしゃってらしたんですけども。当時、委託料の支出に関して、どこどこに払ってるかっていう報告は受けてましたか。

○中田清大証人 委託先に速やかに支出しろっていうのは、かなり強く上司のほう——公室長、副知事のほうから呼ばれて早くしろっていうのだけは覚えてますけども。流れがというのは、もうそこのほうに委託先に払ってるものしかないと思います。

○宮里洋史委員 今課長のお話からするとですね、やはり、担当部局としては委託先で払って、1本支払いという認識。FARAでありビザの問題は、大きな問題としては山里さん、当時の現地の方から言われているけれども、その問題を解決する——例えばFARAの登録をするときに、法人が必要だったという認識もなかったということですよ。

○中田清大証人 FARAの費用とかっていう話はないですね、山里さんのほうからは。山里さんからあったのは、大変だったんだろうと思うんですけど、県から振り込まれるお金だけでは行っても生活ができないよと。というもの。

これもいわゆる委託料とは全然別の給与の話ですので、これは覚えてますけども。ただ、お金の流れはチェックする必要があるっていうのは、ずっとどんな事業でも持っていますので、それは指示してると思いますが。ただ、その流れが特におかしいというふうな報告を受けてないです。部下のほうからはですね。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

この問題にですね、本会議でも様々な議論がありますけれども、出資に関しては委託料からできるっていう答弁を知事公室長からいただいております、金額によっては課長決裁でもできると。今回1000ドルですね、12万円ぐらいの資本金に関しては、課長決裁できるって答弁してるんですね。本会議場で。でも、中田さんは決裁してないということよろしいですね。

○中田清大証人 そういう記憶はございません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から改めて1000ドルの出資金について決裁した記憶はあるかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人 決裁したかと言われてもですね……。

○宮里洋史委員 していないのなら、していない、じゃないですか。

○中田清大証人 記憶では、していないです。

○西銘啓史郎委員長 もう一度、中田証人。

○中田清大証人 記憶ではしていないですし——まず、していないですね。まずこういうのはやはり財政課とか、会計課には絶対に調整しますのでしていないですね。記憶ではしていないです。

○宮里洋史委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくお願ひします。

中田課長、当時のこのワシントン事務所に関しては事務所ができました。この地域安全課の中では委託がされていて事務所がスタートします。その間の事務所とその課とのやりとり、公室内部でのやり取りというのは、課長以外にやり取りする方々っていらっしゃるんでしょうか。

○中田清大証人 課長よりは、班長、担当のほうと駐在のほうのやり取りがメインになってきて、私が山里さんとやり取りしたのは、電話で一、二回あったかなっていう記憶ですね。

○仲宗根悟委員 課の中で今おっしゃるように、先ほどからありますように、事業の進捗ですとか、やはりいろんな事業の内容をワシントンと本庁の中で共通理解しないといけないことがあると思うんですよ。そういったところが、どうもこれ百条開いてからですけども、委託先にもう任せっきりで、本庁はそのお金を出しているだけやっておけばいいのかなということの、そう思わざるを得ないようなところまであるんですよ。実際に、その年々、再々こう報告ないし、求めたことがあるのか。報告に対して課の中でどういう協議がなされたのかというのがありますか。どうでしょう。

○中田清大証人 情報交換という意味では時間的な関係もあるんでしょうけど、昼と夜との逆転とかですね。そんなに頻繁ではなかったと思います。

○仲宗根悟委員 中田さん、県庁OBとしてお聞きしたいんですがね。文書の管理という点で、以前、普天間代替施設の承認問題で百条が開かれました。そのときに資料を求めたんですが、不存在という資料が多かったんですね。県庁というのは、そういうところなのかなと不思議でならないんですよ。意思決定された事案に対して、そのプロセスというのが非常に大切だと思うんです。そうしたらそういう文書ですとか、決定された事項というのは記録に残されて当然だと、文書の管理の在り方として当然だと私たち資料としては見えるんですよ。県庁の仕事として、今回明るみに出たのが、そういったプロセスを踏まえられた記録が残されていない、見当たらない。担当者に聞いたら、記憶がご

ざいません、その当時のことは分かりません。10年たって、10年前のことを思い出してくださいといっても、そういう状況の中で、私たちはどういった形で明るみに、どういったことがあったのかどうなのかということのを正すのが、この百条だと思ふんですよ。この文書の在り方ということに関してですね、県庁全体の物事考えてもいいんですが、OBとして今どういうお気持ちで、今回、あのときにこういうことがあったんだねと思い起こしたのか。そのときは全然認識なかったんだというようなおっしゃり方をしていますから、多分そうだと思うんですが。この文書の在り方についてOBとしてですね、この県庁の在り方、仕組み、これまでの慣習というのでしょうかね、どうあるべきかなとお思いでしょうかね。

○中田清大証人 やったことに対して文書がないということは、あり得ないと思いますね。極端な話、何ていうんですか——1円を返すために、何千円使って事務をするというのも現実にございましたけれども、これはもう完全に記録として残して、意思決定もしっかりやってやっていく。組織として、ただそういうふうな出資をしようという発案したものが、いわゆるそういうふうなプロセスを踏まなければ文書にはならないと思います。今出資が問題というふうに伺っているので、出資をしようとしたときに、そういうふうなことをやはり企画書つくって、財政課との何ていうんですか、予算の協議というんでしょうか、やってそれで初めて予算になる。予算になったときに、執行するときにはやはりそれに沿って文書を整えるっていうより、文書がないと支出自体ができませんので。それはないということは、実際そういうふうなことが起こってないということは、ちょっと私には理解できないですね。

○西銘啓史郎委員長 次に、大田守委員。

○大田守委員 よろしくお願ひします。

今回の件なんですけども、中田さんが課長のときに、やはり今回のこの委託料、中田さんの地域政策課が委託料の請求を受けて出すわけですよ。そうやってきますと、普通行政であれば1年間の報告を受けて、その結果を基にまた次年度まで出すという形になると思うんですけども、その点はしっかり報告を受けてやられていたんでしょうか。

○中田清大証人 最後の清算のときには成果報告書、もうちょっと記憶があれなんですけども、成果報告書というんでしょうか。請求書みたいな格好で、最後

の精算、これこれこれやりました、これこれについては幾らでしたっていうふうなものが全部清算されて、それを検収というんでしょうか、実際担当してる者がそのとおりやられたというふうに確認して、決算というより締めが上がってきますので、それはきれいにやられてると思いますけども、どういうふうにやったかというのはちょっと記憶ないですね。それはやられて、文書としても完全に残ってると思います。

○大田守委員 それがしっかりとやられてるんであればですね、1000ドルの出資金もやはりしっかりとここにきて、してないとおかしいと思う。

○中田清大証人 そうですね。

○大田守委員 だから抜けていると。この法人に関しても知事にしても、去年の10月でしか分からなかったという形であれば、すごくその部分がグレーなんですよね。どういった形で出資されたのか。本来であれば、中田さんのほうのその課を通して、1000ドルの出資金もしっかり把握してやるべきだと思うんですが、これはやられてなかったということでもいいんでしょうか。

○中田清大証人 これは正直、ごく最近報道を見てしか分かりませんので、そのときに出資したっていうのはないんじゃないかな。ないというのは、報告自体にもそういうふうなものはないでしょうし、そして出資するんであれば、もっと前の年度で出資金の予算っていうのをつくるなり、あるいは年度の途中で出てくるんであれば、予算の組替えとかですね、補正とか、そういうふうなものをやって出資の手続というんでしょうか、いずれにしてもその課だけでは絶対できない話だと思いますね。

○大田守委員 そこに関わる課として、基地対策課ですか。そちらのほうがありますよね。そちらのほうからこういった出資金が流れたとかそういったものは、記憶にない。

○中田清大証人 出資金についての話を皆さんなさっていますけれども、全く分かりません。

○大田守委員 話は変えますけれども、ワシントン事務所と、あと県庁の本庁のほうで、ウェブ会議がたびたび開催された、何回かやったという答弁が山里

さんあたりから、同じように出ているんですよ。そういった中では、中田さんはその時課長として参加されたというのはありませんか。

○中田清大証人 ウェブ会議をですね、三役をメインに、向こうの駐在員との何ていうんですか。会議ですので、その中で、こういうふうな委託事業の話というのはないんじゃないかなと思うんですよ。

○大田守委員 そうであればですね、当時課長として、その上には現副知事であります池田さん、今の副知事が統括監ですよ。その上に知事公室長の町田さんがいらっしゃって、そして安慶田副知事ですね。そういった中では、当時の副知事のほうですね、この場で、僕は全く、私は全く事務所に関しては一切関わってないと。話を聞くこともなかったということでおっしゃっているんですが、当時の行政の在り方として、これは中田さんは課長として、それはあり得るんですか。

○中田清大証人 副知事はかなりパワフルにやっていたし、ちょっと早く何ていうんですか、支出は早くしなさいというのを公室長から何回か受けたし、副知事からそういうふうには呼ばれるということはないですけども、副知事にも呼ばれていますので、副知事が分からないと……。まあ、細かいところは分からないと思います。細かいところは一切分からないと思います。ただ、一番のリーダーシップを取って頑張っていたのかなと思います。

○大田守委員 再度確認いたしますけれども、このワシントン事務所の経費とかその支払い等に関してですね、副知事から早く支払いするようにというお願いされたことがあると。

○中田清大証人 これは、はい。担当は誰か、担当を呼べというのは、もう言われましたので、担当ではなく私を通してやってくださいと言った記憶がございますので、これ副知事だったか公室長だったか。それはございます。

支出は早くやってくれというのは、具体的にはそれが記憶がございますね。

○大田守委員 最後の質問なんですけれども、いくら今の副知事は……。当時の統括監としてね、直に課の動きを見て、課から出てきた決済を全て目を通していたということは、これは確実でしょうか。

○中田清大証人 彼の場合は非常に緻密で丁寧ですので、それは御覧なっていたんじゃないかなと思いますね。

○大田守委員 ありがとうございます。
以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 中田さんよろしくお願ひします。
まず最初にですね、法人組織の存在はいつ知ったんですか。

○中田清大証人 ごく最近ですね。なんかいつだったかな、これ知事公室、基地対策課から電話があったんですね。その時に、そういうふうになっているという話を聞いていますので、1年ならないんじゃないかなと。

○仲里全孝委員 当時課長としてですね、この法人という組織は一切把握してなかったんですか。関わっていなかったんですか。

○中田清大証人 今問題になっているようなものというのは、分からなかったですね。

○仲里全孝委員 当時ですね、駐在員がアメリカに渡航するわけですから、ビザを取得されてたのは把握されてますか。

○中田清大証人 ビザがどうなのかというのも、分かりません。
ただ、山里さんからは、ビザが取れそうもないから戻らないといけないというふうなのは直接私のほうに電話がありましたので、ビザというのが必要かどうか行ってみないと分からないのかなと。事前に取りものじゃないかなというあれだったんですけど。彼からは、どうも取れないようだという話がございました。

○仲里全孝委員 中田さん、その時のですね、山里さんからの報告を少し教えてください。何の問題点があったんですか。本当。

○中田清大証人 ビザが取れない。ビザが取れないから戻らないといけないか

もしれないっていうのと、それと給料が安すぎて生活ができないと。事務所を借りるのが、何だったかな、難しいでしたかな。借りるところをどこにすればいいのか分からないとか、そういう2か所ほどあるんだっただか覚えてないですけども……。そういう趣旨だったと思います。

○仲里全孝委員 これまでの答弁で、ビザを取得するために株式会社、いわゆる法人組織が絶対条件というふうに答弁されているんですよ。そのために、いわゆるインク、沖縄の株式会社を当時そこに設置したと。設置したいきさつ意思決定、すべて今把握されてないんですよ。そこで中田さんは、一切そこに、この株式会社あるいは法人組織に関わっていないということなんですか。

○中田清大証人 関わっていないというより分かりません。分からなかったですね。

○仲里全孝委員 その時委託契約の中にですね、ビザ申請の予算は計上されていましたか。

○中田清大証人 すみません、委託内容の中にあっただろうかというのは、覚えていないですね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から再度確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人 記憶にはございません。ただ書面にあるのであれば、それはされていたということです。委託料の仕様書の中にあるのであれば、ビザの取得というのはあったかと思います。ある、あったんだろうなど。

○仲里全孝委員 それを、今思い出してもらいたいんですけども、把握されてましたかということなんですよ。

○中田清大証人 何を把握ですか。ビザの取得ですか。

委託の仕様については、私含め全員目を通していると思います。そのときに、そういうのもあるんだというのは頭の中にあると思います。

○仲里全孝委員　そこでね、課でビザを取得するために、法人組織が必要だということを課で共有されたという答弁がありますけれども、それは認識されていますか。

○中田清大証人　いわゆる出資をして、株式会社をつくるという意味でのものは全く頭にはないですね。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から山里証人の証言として課に対して法人組織が必要である旨を話したことがあるとのことだが、覚えているのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人　法人というふうにおっしゃっていますけれども、営利法人とか今問題になっているような法人というのを、その時に認識していたかという認識は全くないですし、事務所をつくるよと事務所ができましたよという意味で使っていたのかなというふうに思っています。

○仲里全孝委員　次にですね、FARA登録についてちょっと確認させてください。FARA登録について、何か課長は関わりありますか。

○中田清大証人　FARAに登録されましたというのは聞きました。そして、FARAに登録して初めてワシントンで活動ができるんだよという話は聞いています。

○仲里全孝委員　FARAに登録するには、法人組織が絶対条件なんですよ。それであっても、この法人組織というのは当時は把握されていなかったんですか。

○中田清大証人 F A R A に登録して活動ができるようになりましたという報告を受けましたけれども、営利法人をつくりました、つくらないとできませんよというのは、今初めて知りました。

○仲里全孝委員 中田さん確認します。F A R A 登録に必要なだから、法人が必要だからという説明は受けましたか。

○中田清大証人 今問題になっているような出資をして、株式会社をつくる法人をつくりますよという認識というのは全くないです。

○仲里全孝委員 報告もなかったですか。

○中田清大証人 報告があったというふうには記憶にないんですよ。いわゆる事務所をつくりましたという報告はございましたので、駐在員が勤務できる場所ができたというふうな認識しかなかったですね。

○仲里全孝委員 それではちょっと確認させてください。中田さんこの事務所の話をしていただけますけれども、この事務所は、誰が申請して、どこの資産だったんですか、この事務所は。

○中田清大証人 事務所はですね、委託事業で、どこかのビルの1室を借りて、そこに机、腰掛けを並べて2人勤務できる場所ができたというふうな認識しかなかったですね。

○仲里全孝委員 委託料金に含んでいましたか。

○中田清大証人 それは、はい。主目的の1つだったと思います。事務所をつくるというのが。

○仲里全孝委員 ビザ申請、F A R A 申請には、委託料金に明記されていなかったですか。確認取れていますか。

○中田清大証人 記憶にはないですけれども、書面にはちゃんと残っているかと思っています。

○仲里全孝委員 中田さん、確認取れていましたかということです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から中田証人として当時の認識はどうだったのか確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 それを課長当時、委託料金に含まれてたっていうことは認識されていなかったか。

○中田清大証人 事務所を確保する、それは机、腰かけ、鉛筆、パソコンそういうふうなものをやるというふうになっていたと思います。

○仲里全孝委員 事務所のことはなっていたんですけども、ビザ申請、F A R A申請については、予算化されてるかどうかが把握されていなかったということですか。

○中田清大証人 その仕様書の中に入っていたか入っていなかったかだと思うんですね。入っていれば、それはやれることになっていると思います。

○仲里全孝委員 次に行きます。百条委員会、監査委員、検証委員会の全てが法人組織の必要性を示す法人組織の書類が存在しないというふうに、今答弁書に、明らかになっているんですけども、その件について課長はどのように認識されていますか。

○中田清大証人 この問題については、私は報道の限り、インターネットの世界の話でしか知りませんが、いわゆる株式会社をつくる株式会社に出資する、それをやるのであれば、やはりそれなりの手続をしないとイケないし、それは実際そのことをやる人が、稟議を回して、いわゆる関係各部署とも調整してやらなければいけなかったのではないかと思います。

○仲里全孝委員 中田さんそうであればね、ビザの要件も把握されていない。

F A R Aの要件も知らない。文書も書類も存在していない。そういった認識でよろしいでしょうか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員からビザの要件やF A R Aの申請書の内容等について知らなかったのか確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人 ビザの申請書はちょっと分からないです。F A R Aの申請書についても分かりません。

○仲里全孝委員 法人組織は、法人組織。

○中田清大証人 法人組織の出資ですか。出資等についてもちょっと分からないです。

○仲里全孝委員 そうすれば、今、中田さんが言っているのは、ビザに関しても、F A R Aに関しても、法人組織に関しても、その当時文書もないわけですから、一切関わってもいない、一切存在も把握されていなかったよろしいですよ。

○中田清大証人 ビザの申請書は、私のほうでは分からないですけども、申請するということは申請書はあるわけですよ。あるんじゃないですか。こっちにはないにしても、申請したものはあるんじゃないですか。

○仲里全孝委員 中田さん、ビザの申請の書類、F A R Aの申請の書類、法人組織の書類、それに関しては今までの中田さんからの答弁から言えば、一切関わっていないし、一切認識がないということでしょうか。

○中田清大証人 そのとおりです。

○仲里全孝委員 課長のちょっと意見聞きたいんですけども。そういった形

で今の法人組織で、ちょっと議会でも、百条委員会でも設置をされていることに対してですね、中田さんから県民に伝えたいことがあれば、よろしく願います。

○中田清大証人 今こういうふうな問題が惹起されてるんでしょうか。ということはちょっと理解できない——行政的にはですね。ではないかなというふうにみんな思ってるのかなど。行政やってる人間にとってはですね。行政行為をするのであれば、やはりそれを実施するものは当然に起案、そして稟議をやって進めないといけないというのが、当然じゃないかなというふうに思います。

○仲里全孝委員 最後にですね、ビザの取得やF A R A登録と、法人設立を結びつけた合理的な判断を、当時の課長として行った形跡は一切なかったでしょうか。

○中田清大証人 課レベルではないですね。今問題になっているのはちょっと分からない。なぜそういうふうになっているのだろうと。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員からビザやF A R A登録、法人組織に関する手続、判断等について当時の課長として行った形跡はなかったかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中田清大証人。

○中田清大証人 事実としては起こっているっていうふうになってはいますけれども、決裁とかですね、そういうふうなものの行政行為というのはございません。

○仲里全孝委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 中田さん、お疲れさまです。よろしく願います。

これまでの話ですと、当時課長である中田さんは、あくまで事務所としての認識であって、この法人としての認識はなかったということが、繰り返されたと思います。一方ですね、当時の副所長は、本庁のほうに、この法人の必要性については報告をしていた。本庁のほうで対応していると考えていたってというようなお話をされております。改めて確認なんですけど、当時、中田さんは担当課長なんですけれども、担当課長にこういった報告はありませんか。

○中田清大証人 出資をする、株式会社をつくるという報告は受けたことございません。

○比嘉瑞己委員 出資、株式会社ではなくてこの法人の必要性についてはなかったんですか。

○中田清大証人 F A R Aの登録をするというのは聞いています。

○比嘉瑞己委員 F A R Aの登録には法人が必要なんだけど、そこまでの細かい話は聞いていなかった。

○中田清大証人 聞いていないです。ございません。

○比嘉瑞己委員 一方ですね、中田さんは4月から課長で、法人の設立は平成27年5月8日なんですよね。もう課長に就任している中で5月にもう設立をしているんですけれども、そのことについても報告はなかったんですか。

○中田清大証人 はい、私のほうに報告はございません。

○比嘉瑞己委員 先ほど大田委員の質問の中で4月30日のウェブ会議には、課長は参加していない。一方ですね、大切な会議だったと思うんですけれども、このウェブ会議の報告というのは、課長として、受けたりはしないんですか。文書等で。

○中田清大証人 メールがですね、いくつか来ていると思います。

○比嘉瑞己委員 そのメールには、この法人設立の必要性については書かれていませんでしたか。

○中田清大証人 記憶にないです。

○比嘉瑞己委員 それで先ほどの委員からの質疑の中でも当時は、その担当の主査と駐在とのやりとりだったということがあったんですけども。聞いてて不思議に思うのは、部下であるそのお二人で進めているけれども、やっぱり課長としての責任で、ちゃんと把握はしておかないといけないと思うんですよね。特にこういった法人設立が、副所長は報告してると言っているのに、上がってこないというところが、ちょっとやっぱり理解に苦しむんですけども、どう思われますか。

○中田清大証人 分からないですね。なんでだろう。

○比嘉瑞己委員 もちろん課長としては、そういう文書なりが来たら、ちゃんと対応していた、だから不作為はなかったと胸を張って言えると思うんですけども。そういった意味で、いろんな調査委員会だったり、県の報告書でも、この意思決定の文書というのが残っていないということが一番大きいと指摘されています。その点についてはどう思いますか。

○中田清大証人 行政としてやっているもので文書が残らないというのは、まずないと思うんですよ。もう何回も申し上げますけれども、そういうふうなものをやるのであれば、やはり起案、そして報告、連絡というんですか、関係各課との調整は当然やられるべきだし、うん。なんでないんだろう。ないんだろうというより、そこはもう全然分からないです。

○比嘉瑞己委員 当然皆さんそれぞれが一生懸命やっているんだけど、同じ課内で自分は報告した。やっていると思っていたというような証言が出てくるのがですね、やはりその文書はないと指摘される結果になってるんじゃないんですか。

○中田清大証人 これはそういうふうな認識しているのであれば、当然にそういうふうな調整、起案はやられるべきだと思います。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 中田さん、よろしくお願いします。

中田さんは平成27年から課長ということで、その前から平成26年からワシントン事務所の動きがあるわけですね。そしてその前の段階で、委託の仕様書が作られていると思うんですけども、その作られている中で、もう支払いも、全部この一括して委託費に計上したのが私は問題でなかったのかなと思っているんですよ。

なぜかという、本来向こうでお金を動かすのであれば、その出納責任者を置かないといけない。それで、みんなその委託の中に放り込んでしまったのではないかなと思っているんですけども。それはこの平成26年、27年にまた新たな契約します。年度が変わるんです。その辺はどういう流れになっていたんでしょうかね。前年度の委託の流れと、中田さんが課長になってからの委託の流れはどういうふうになっていたか教えていただけないですか。

○中田清大証人 前年度の委託がどういうふうになってたかというのは、ちょっと私のほうでは分かりません。

平成27年度の委託については、もちろん当然、その前の年に全部準備しないとできないわけですから、前の年にもろもろの調整は進んでいたというふうに理解をしています。

○新垣光栄委員 そして、この前年度に踏襲した部分、改善する部分も含めて、27年度の中田さんが課長のときにまた新たな委託の仕様書を作るわけですけども、その委託書を作る担当としては班長でよろしいんです。

○中田清大証人 班長、担当でやっているか、やりますね。ちょっと小濱さんの話が出てきたんですけど、小濱さんともう1人、ナカモトさんだったかな。がもともとやっていたのかなと今ふと、思ったりしてるんですけども。その予算をつくったのが誰かというのはちょっと分からないんですね。全体像をつくった人が。ただそれはもう前年度で全部できていた。

○新垣光栄委員 小濱さんからのこの前の聴取ではですね、もう全部できていてですね、そのまま契約だったそうですね。だったんですけども、それであっても、仕様書は全部の中身としては、委託するのであれば、そういうプロポーザルで向こうからの提案での項目になってくると思うんで。私たちはこうい

うことができますっていうことで。相手、受ける先からの提案になると思うんですけれど。相手からのプロポーザルの委託の内容の仕様書の内容まで分かるんでしょかね。書類としては今あると思いますか。残っていると思う。

○中田清大証人 申し訳ないですけど、どうやったかっていうのちょっと覚えていなくてですね。確かに前年度のものを、確かに前年度で全部準備できていたと思うんですよね。相手さんも含めて。契約書を作るところから私たちがやり始めた。契約書作るところからというふうになっていますね。

○新垣光栄委員 それで契約書作って、それからまた精算のほうに入っていくと思うんですけれども、精算のところに関しては担当がチェックしているということで理解してよろしいでしょうか。

○中田清大証人 そのとおりですけども、駐在員がいますので、駐在員のほうでチェックをして、それを受けてやったんじゃないかなと思いますね。

○新垣光栄委員 現場のほうでチェックした。

○中田清大証人 現場のほうも、行ったんじゃないか。もう非常に記憶飛んでいますけれども、担当はワシントンに行ったんじゃないかな。ちょっと記憶はないですけども。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 以上で、中田証人に対する尋問は終了いたしました。

この際、中田証人に対し委員会を代表して、一言お礼申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

心から感謝申し上げます。

中田さん、ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、証人退席)

午後 3 時 25 分 休憩

午後 3 時50分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、運天修氏への証人尋問を行います。

運天証人からは、質問確認のための筆記用具の使用について申し出がありましたので、委員長としてこれを許可したことを御報告いたします。

運天修証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申し出をお願いします。

基本的に、それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができますこととなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知いただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立をお願いします。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 運天修証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○運天修証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事もかくさず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和7年11月26日、運天修。

○西銘啓史郎委員長 証人は宣誓書に署名・捺印願います。ほかの皆様も、どうぞ御着席ください。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、質問の確認のときには委員長に休憩を申し出てください。

次に、尋問の方法等について、改めて休憩中に確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、尋問の方法等について、また、新垣淑豊委員から徳田将仁委員に、大浜一郎委員から宮里洋史委員に、小渡良太郎委員から仲里全孝委員に持ち時間の全てを譲渡することが確認された。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより運天証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは運天修さんですか。

○運天修証人 はい。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○運天修証人 現在職業は、沖縄県食鳥処理協業組合の専務理事をしております。生年月日は昭和35年9月1日です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの質疑を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 運天さん、本日はありがとうございます。

私のほうから数点確認したいと思います。まず初めにですね、先日も参考人のときにでも話を伺ったんですが、運天さんが、このワシントン事務所が法人だと知ったのが、この赴任時に書類棚に放置されていた定款を見たときという認識でよろしいですか。

○運天修証人 法人ということについてはですね、前年度、私がワシントンに着任する前年度に基地対策課の課長をやっておりましてので、前年度、前々年度ですかね、設立の時点ですかね、そういう情報は知っていたと思います。

○徳田将仁委員 僕は前の議事録から見てからの今話だったので、運天さんの場合は、平成27年のこの5月のウェブ会議にも基地対策課長としても参加していると思うんですけど、その時に冒頭で山里さんが、この会社は法人登録する、もういろんな話をしたと言っているんですけど、運天さんが赴任する前です、赴任する前に、本庁から県が出資した法人が存在するという説明は受けていませんか。

○運天修証人 私は赴任する前はですね、詳細なことは、設立のその手続については、聞いた覚えはありません。

○徳田将仁委員 では、今、先ほど中田さんも当時の課長としてですね、お話を伺ったわけですが、中田さんのその後の課長も運天さんはなされているということで、基地対策課長としてもウェブ会議にも参加した。そして、担当課長としても参加した。なのに、この現地に行って初めてこの株式を有する法人と

知ったというのは、なかなかこれは道理が通らないのかなと思うんですけどそこら辺はどうですか。

○運天修証人 事務所が、ウェブ会議の件なんですけれど、その頃私、基地対策課長で、翁長知事が最初の訪米をやるということでですね、調整に入ったということであって、このワシントン事務所のことについてはですね、私、基地対策課の所管ではなかったのですね、むしろそこに重点を置いて私は出席をしたということですね、そこで細かい話があったかというのは、全く記憶がございません。

○徳田将仁委員 この山里さんに対してなんですけれど、山里さんとか今までいろんな方の話を聞いてきたんですが、その中で山里さんに対してこの株式会社の公有財産の登録をまだやっていないんだよなという話をされたという話があるんですけど、それは事実ですか。

○運天修証人 私が赴任したときにですね、山里さんから定款を見せられてですね、そこに株式会社になっていますよということを説明を受けたわけです。株式会社だったら株式があるんでしょうと。それは登録しているのかというふうなことは、聞いたと思います。それ、私はその前年度からですね、前の地域安全政策課から基地対策課にワシントン事務所の事務がですね、移っておりましたので、その中で、株式会社とかそういった表現というのは全く見たことがなくてですね、現地法人という法人格を持っている事務所であるというようなことしか情報としてなかったものですから、そこに株式会社という株式が存在するような話はですね、全くその時点まで分かりませんでした。

○徳田将仁委員 そこでですね、山里さんの証言では、当時基地対策課長としても含めてですけど、非常に尊敬する先輩だとしても、この全部を引き継いだときにですね、法人登録に関する。引き継いだときに、株式の公有財産登録まだやっていないんだよなって、逆に運天さんから言われたと言っているんですよ。そのことを今聞いています。そこら辺どうですか。

○運天修証人 これは山里さんの思い違いだと思います。私は、その存在すら知らなかったもので、そういうことを言うはずがなくてですね。もし、私が基地対策課長のときに、それを知っていればですね、是正しておりました。これは当然のことです。

○徳田将仁委員 これは必要性を知ったんですよね、その後に。知って、それからアクションを起こしたのなら、そのどういったアクションを起こしたのか、お聞きしたいと思います。

○運天修証人 参考人の時にもですね、ちょっとお話させていただいたんですが、まず私は1000ドルという株式会社があるのかなというのが、ちょっと疑問だったんですが、まず、その前にですね、やはり株式会社だったら何らかの資本金とかですね、資金が留保されていないかというのが一番気になったんですよ。委託料で払っている中で、要するに使っていないお金がそこに存在するという事自体は、ちょっとこれはおかしいので、これを確認したほうがいいなと思ってですね。ワシントンコアさんに確認したところ、そういうお金はないと、存在しないと。株式はあるんですかって言ったら株式もないと、証券はあるんですか聞いたら、ないという話だったので、これはちょっと私も判断に困ってですね。当時担当のほうには、なんかそういう話があるけれど、どうなんだろうねって、これ株式に株式会社の、そういうのに該当するのか、ちょっと調べておいてくれないかという話は、電話で口頭でですね、伝えた記憶があります。

○徳田将仁委員 その担当というのはどなたですか。

○運天修証人 当時の担当は、多分知念さんだったかなというふうに思っていますけれど。彼女が、そのとき委託のものをですね、2人ぐらいでやっていたような気がするので、ちょっとそこら辺が私も曖昧なんですけど、そういう株式の話があるよということではですね、伝えた記憶がございます。

○徳田将仁委員 今おっしゃったのは、この平成27年10月にビザ取得のために一時帰国したときの話と一緒にですか。

○運天修証人 それは、その最初に言ったのはですね、私が赴任した直後、山里さんのそういう話を聞いて、確認をいたしました。伝えた記憶がございます。その後もですね、いろいろ在り方というんですかね、この事務所の資金の問題とか、そういうものに関連してですね、そういうお話も度々やった記憶がございます。

○徳田将仁委員 まさに今この平成27年10月にビザ取得のため、一時帰国したときに、事務所の在り方のことを伝えたということで、それは誰と誰に伝えたのか。また何でそう思ったのかをちょっとお聞かせください。

○運天修証人 まず、私が最初にワシントンに赴任して、一番、私の最初の何というですかね、やることというのは、やはり所長としてビザを取得すること、これをまず第1でやっておりました。

前任の平安山さんは、L1ビザを取る資格がなかったので、私が取らなければ正式に事務所のそういう体制というのは、継続的な体制ができないということがありましたので、そのビザを取得するために、いろいろ資料の提出があるんですが、その中で、いろんな運営の問題とか、運営がどういうふうになっているかと、本社である県庁と、それからワシントン事務所、このワシントンにある事務所、ここがどういう関連性があるのかということの説明しないといけないという話もありましたので、その中でやっぱり独立性というんですかね、それがなかなか見えないところがありましたので、それは懸念をしておりました。それを何とか解決できないかなというのが、その頭の中にあつたものですから、そういう話をさせていただいたということです。

○徳田将仁委員 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から今の話しは誰と誰に話したのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

運天修証人。

○運天修証人 そのころ担当していた知念さんにも渡したと思いますし、ちょっと私の考え方をまとめた資料、前回提供させていただいた資料を、最初に帰任した副所長で阿波連さんに持たせまして、彼が行くときにそれを提示して、ちょっと議論してくれないかという話があつたんですけれど。彼はちょっとそれをやる時間がなかったということで、そのまま持ち帰って来ていたと。それで8月にですね、基地対策課と、それから当時の池田統括監を含めて事務所の委託料の関連でワシントンに来ておりましたので、そのときもちょっとお話をさせていただいたと思っております。そのときに出さないといけないなというふうに思っていたのでですね、それは出したのかなと思います。10月にも帰った

ときにはですね、どちらかという活動はどうするかということですね、その資料はですね、多分持ってきたかどうかというのはちょっと記憶にないです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から当時の担当の知念さんとは現在の知花久美子さんのことかとの確認があり、運天証人はそうであるとの回答があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 今の発言の中でですね、このワシントン事務所の株券の確認等も含めて、コア社に資金も残っていない、株券もないと言っていたのは、今、確認して聞きました。そこでですけど、沖縄県がこれまでワシントン事務所で保管していたとされる株券を提出されたんですよ、僕たちに。これは運天さんの発言とちょっと違うのかなと思っているんですけど、運天所長以降に作成されたものなのかどうか、ちょっとお答えできますか。

○運天修証人 私は株券らしきものをですね、事務所にいるときに見たことはありません。

○徳田将仁委員 運天所長に何度もこういう質問したら、失礼なのかなとも思ったりするんですけど。運天所長が情報をブラックボックス化したという話ですけど、それはなかったという認識ですか。それともブラックボックス化はあったのかなという認識ですか。

○運天修証人 この事務所に関して、私が見たことあるのは、定款だけです。そのほかの書類というのは見た記憶はございませんし、小さな事務所の中で、どこかに隠すとかですね、そういったことはちょっとあり得ないですし、私のこれまで仕事のやり方としてもですね、それを隠すというようなことはですね、やったことありませんし、それはそういうことはですね、当たらないというふうに思っております。

○徳田将仁委員 運天さんがブラックボックス化していないというものを、そ

うであってほしいんですけど。でも実際ですね、知事の諮問機関で調査検証委員会が立ち上がったときに、資料紛失等の指摘が様々あったという中で、やっぱりそういうところは何が原因で、そういう資料管理ができなかったという認識がありますか。

○運天修証人 私はですね、ワシントンでそういう重要な書類を処分したという記憶は、そういうことは全くやっていませんし、これ本庁にある書類がどういう書類があったかということもですね、承知しておりません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員からワシントン事務所から本庁への定期的な報告書等を含めて様々な資料がないということが多いことについておかしいと思うがどうかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

運天修証人。

○運天修証人 報告書についてはですね、全てメールで送信して共有しておりましたし、一部、その必要なものはウェブ上で公開もしておりました。それで、私の頃もですね、当時DC事務所からは不定期でしか報告は来ていませんでしたけれど、前任の地域安全政策課のときにもですね、ひと月ふた月に1回ぐらい情報がですね、回覧で回っていたというのは記憶がございましてけれど。そのほかの資料というのはですね、活動についての報告というのは、回覧で回っていたと思いますけれど。事務所の運営に関するものに関してはですね、委託料の中で全部整理していたと思っていますので、そこに全部あるというふうに認識しております。

○徳田将仁委員 それでは、また違ったことを聞きたいんですけど、2020年に基地対策課職員が運天さんに、県畜産公社で聞き取りをなされた資料を拝見したんですね。その中で、地方自治法と整合性を取ってやるなら事務所は置けないと思うという発言があるんですけど、そのシーンを少しお聞きしたいと思います。

○運天修証人 これは前回もお話させていただいたんですけど、事務所のほ

うに資金が直接なくてですね、どうしてもワシントンコア社を通して支払いをするという形になっているというのは、やはり、その法人としてはですね、ちょっと独立性というんですかね、それが保てないなというふうに思っていましたので、これを直接、ワシントン事務所で支出することができないかということですね、行った当時から調整してもらったんですが、出納員を置けないということですね。支払いができないということで、地方自治法上、そういう直接支払いができないということなので、それは不適切ではないかというふうな思いで、そういうふうな話をしたと思います。

○徳田将仁委員 その相談というか、その判断はどなたから来たんですか。

○運天修証人 私が赴任した後ですね、そのときの先ほど申し上げた知念さんにも確認してもらいましたので、会計課からはそういうできないという話があったというような話は聞いております。

○徳田将仁委員 そのメモの中でですね、またほかにですね、非常に黒に近いようなグレーな話が多く、ワシントン駐在は閉めたほうが良いと思っているとの発言もあります。その真意もお聞かせください。

○運天修証人 これは先ほどから述べていることです。直接そういう支払いができないようなシステムというのは、やはり安定的ではない。我々、そこで勤務しているものにとってもですね、非常にビザの地位が脅かされることが懸念されますので、それは避けるべきだという。それができないのであれば、別の方法を考えたほうがいいんじゃないかという意味合いでですね、お話した。ちょっと表現、私の思いとちょっと違うんですけど、そういう表現になったんじゃないかなと思います。

○徳田将仁委員 今まさに運天さんがずっと気になっている、その資金の流れ、このスキームというのは、どなたが考えられたんですか。

○運天修証人 これ私が行く前からですね、そういう、もうそういう形になっていたという、初代からということです。

○徳田将仁委員 私が行く前からって、じゃ、どなたからその資金の流れのスキームは聞いたんですか。

○運天修証人 前任の平安山所長からもですね、帰られたときにいろんな話をしているときにですね、事務所が直接こういういろいろ執行ができないということはおっしゃってましたので、そのときは、どこまでそういう話なのかというのは私は把握してはいなかったんですけど、行っているいろんな資金が委託から出されている、事務所から支出しているような形で、アメリカでは見せているということに対してですね、そこはちょっと懸念があったということです。

○徳田将仁委員 そのスキームの流れを一番最初に知ったときは、いつですか、課長のときですか。

○運天修証人 基本的に、活動費は委託料の中でやっているという——以前の地域安全政策課から引き継いだときにも、その形になっていましたので、それでやっておりました。それ以外にはもうできないということでしたので、それでスタートしているということでしたので、そういう状況というのは——委託料から出しているというのは分かっていたんですけど、その事務所から払っているような形でアメリカで処理してるというのは、赴任するまで分かりませんでした。

○徳田将仁委員 このスキームの流れを作成したのは、ワシントンコア社ですか。

○運天修証人 私は承知しておりません。

○徳田将仁委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、上原快佐委員。

○上原快佐委員 運天さん、よろしくお願ひします。

参考人に引き続き、今回証人喚問でまた応じていただいて、ありがとうございます。

参考人でお呼びしたときと、証言を求める際に質疑がちょっと重複してしまうこともあるかと思いますが、一応確認の意味でですね、何点か質疑をさせていただきます。

まずですね、この平成28年に基地対策課長をやられていまして、その後平成

29年からワシントン駐在の2代目所長として、赴任されていますけれども、その間にですね、ワシントン事務所の設立に関して、まずどのように関わっていたのかということと、あと主な職務内容というのを教えていただけますか。

○運天修証人 設立には私は全く関与しておりません。

引継ぎを受けてですね、その中で、いろんなL1ビザの話とかですね、FARAの話とか、それは議会の想定とかでありますので、その勉強会の中でいろいろ分かってきたというのが、内容的にはそこで知ったということです。

○上原快佐委員 すみません、主なその職務内容というのも併せて聞いたんですけども、基地対策課長のときどういった職務だったのかということと、駐在の所長として活動していた中で、どういった職務を主にしていたのかということをお教えいただけますか。

○運天修証人 基地対策課長のときはですね、むしろ事件・事故対応がほぼほぼ9割方だったと思います。そのほかに、旧軍飛行場問題とかですね、そういったものもうちの所管しておりました。

それから、平成28年は地域安全政策課から引き継いだワシントン事務所の関係の委託の事業、そういったものが主でございます。

ワシントンに行くからはですね、沖縄の基地問題の情報を発信するのと、それから情報をもらう、情報収集するとかですね、そういったことを中心に議会、それから国務省、国防総省、それからシンクタンク、マスコミ、そういったところと、いろいろ会いながらですね、情報収集、発信をしてきたというのが主な仕事でございます。

○上原快佐委員 私たち、このいわゆる百条委員会はですね、昨年からいろいろな調査をさせてもらっています。その間にですね、調査検証委員会の報告書であったり、監査報告書であったり、あとは先日はまた県の報告書も作成されました。これらの報告書というのは、運天証人は御覧になったことがありますか。

○運天修証人 先日、監査資料と百条、監査資料ですかね、それはいただきました。それはざっと目を通しました。

○上原快佐委員 目を通した中で、御自身、以前に参考人としても呼ばれまし

たけれども、そういった報告書等何か食い違い等感じることはありませんか。

またもう一つ、参考人以降にですね、様々なこの百条委員会で質疑もいろいろあったと思うんですけども、その後思い出した新たな事実等ありますか。

○運天修証人 大変難しい質問なんですけれど、自分が記憶していることが精一杯ですので、ほかの人が何言ったかということに対してですね、私がそう、何かこうどうこうというようなものはないです。

○上原快佐委員 報告書を確認していく中でも、自身の見解と食い違うところというのも、特に感じられなかったですか。

○運天修証人 ちょっと詳細にはまだ読めていないのでですね、細かいところまではちょっと言えないんですが、流れとしてですね、こんなことだったのかみたいなのはですね、何もオーソライズされていない設立だったのかということですね、驚きではあります。

○上原快佐委員 我々が百条委員会進めていく中で、多くの参考人、また証人からですね、いろいろ質疑を深めていく中で、大ざっぱに言うんですけど、設立当初の組織の改編であったりだとか、あとはコミュニケーションの不足であったりだとか、様々なやはり課題不備というのがあったんですね。その中でも特に初代の体制ですね、ワシントン事務所、そこからの引継ぎというのが大きなやはり課題の一つだったのかなと思うんですけど、そこら辺について改めて何かしら課題だと思った点というのはありますでしょうか。

○運天修証人 ワシントン事務所がどういう活動をしているのかというところがですね、やはりあの当時議会等でもいろいろ言われておりましたし、その中でやっぱり、せつかく事務所をつくってですね、どういう活動するかというところを——やっぱり初代は設立とかいろいろ慣れないところでたくさんいろんなことをやったんだろうなと思っていますけれど、やっぱり活動の内容がちょっと少ないなということがありましたので、タイムリーな情報を本庁に届けたいという思いがありましたので、私が行ってからは月報とかいうのを手法でですね、毎週毎週週末に報告することを心がけてずっとやってきましたし、その内容というのは、1週間で面談した人、それからシンクタンク等のシンポジウムに行って、そういう沖縄関連の情報があったかどうかとかですね。それからミリタリー関係のいろんなニュースメディアがありますので、そこから沖縄に

関連しそうなニュースを訳してですね、それを提供するというようなことをずっと続けてきました。

○上原快佐委員 最後にですけれども、その指摘の中の一つに本庁との連携不足というものもあったんですけれども、改めてその見解についてをお伺いできますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上原委員から、例えば設立に係る株式の登録の必要性について共有が不十分であったと言われている点について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
運天修証人。

○運天修証人 設立についてはですね、私も隣の課だったんですけれども、全く情報はなかったのですね、地域情報政策課がどういうことをやっていたかというのは、私、承知しておりませんので、連携不足とかそういった話があったのかどうかもですね、判断できない状況でございました。

○上原快佐委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 運天さん、よろしく願いいたします。

運天さんは中田課長の後任として、いわゆる判断を引継ぎ、そして平安山所長の後任として運用を引き継いだという立場にありまして、本件においてはこのいわゆる判断と運用の継承点にあったというふうに受け止めております。それでお伺いいたします。

まず、課長時代であります、引継ぎの時点で法人設立に関する認識がありましたでしょうか、お伺いいたします。

○運天修証人 ビザの取得については法人が必要だということで、それは聞いていましたので、法人の設立があったというのは認識はしております。

○高橋真委員 では、駐在として平安山所長からは引継ぎがありましたか、お伺いいたします。

○運天修証人 平安山さんからはですね、どちらかという活動はどういうふうにしたほうがいいとかですね、そういったお話が引継ぎとしては、ほとんどだったと思います。

○高橋真委員 先ほど課長時代には、引継ぎで知ったということでありましてけれど、前任者は法人の設立すら知らないというふうに言っていたんですが、ちょっとそこがあるんですが、どういうふうなことが考えられますか。

○運天修証人 どういう時点の話をしているのか分からないんですけど、私が法人でやったというのを知ったのは、もう法人設立された後の話でしか分かりません。ビザを取得するためには必要ですよということを聞いておりましたので、その法人格ができるまでどうだったかというのは、私は承知しておりません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から課長として赴任した時に、法人設立や存在について引継ぎを受けたかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
運天修証人。

○運天修証人 法人の話はですね、具体的な話はありませんでした。

○高橋真委員 では、ちょっと話変えます。以前ですね、運天さんは資金の流れで大変違和感があると、そういうふうに証言をされております。

また一方、山里さんは、この当時としては、組織としては特段の問題意識が共有されていなかったという趣旨の発言もされております。そこでお伺いしたいんですが、違和感というものは、御自身だけの個人的な感覚だったのか、それとも、本来は組織として共有すべき問題意識だったのか、どちらが近い感覚でしょうか、認識をお伺いいたします。

○運天修証人 私が切実に感じたのは、赴任してからです。

それでいろんな資金が——家賃とかですね、それから再委託の費用とか、それから事務所の職員の現地採用の職員の給与がですね、事務所から支払われているような形になっていると。そういう話を聞いたときに、ちょっとどうなんだろうなというふうな個人的には違和感がございましたし。これを委託の中でどう処理していくかというのはもう、私もそれは行くまでは認識しておりませんでしたので、ちょっとその辺の問題があるので、直接支払えるようにできないかという話を本庁のほうに投げかけたというのが、そういうことでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から違和感是个人的なものか、または組織として共有すべきものだという問題意識だったのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

運天修証人。

○運天修証人 本来なら組織としてですね、認識すべきだったと思いますけれど、やはり本庁のほうではですね、そこまで問題視していなかった、委託の中で処理がされている形をですね、そのまま継続したと、それを選択したんじゃないかなというふうに——これは推測でしか分からないですけど。やっぱりその辺を私も伝えきれていなかったのかなというふうなことが、ちょっと少し反省はあります。

○高橋真委員 当時所長でありましたということは、この違和感に対しての対応としては、本庁に是正を明確に求めたものなのか。それとも担当には伝えたけれど、是正を主導するまでには至らなかったのか。もしくは、状況を見守るにとどまったのか、どちらのほうで認識としては近いですか、お伺いいたします。

○運天修証人 その改善できるような策があるかというのを担当に聞いたということで出納員の問題、これは解決できますかという話をしたと思います。それができないということで、もうこれで行くしかないのかなという、そういうことだったと思います。

○高橋真委員 担当には伝えたけれど、是正を指導するには至らなかったということでもありますね。そう理解したいと思います。

そして、ただその対応としてですね、所長として十分だったとも今でも言えるものなんでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○運天修証人 運営のそういう資金の流れとか、それについては副所長、主幹ですね、主幹と本庁の中でやっていますので、直接私がどうこうするようなものでもありませんので、そこが基地対策課のほうと副所長、主幹との間で調整はされていくものだというふうに考えておりますので、そういう認識が高まらなかったというのは、残念としか言えないです。

○高橋真委員 では、感じていた違和感、次の所長にも引継がれましたでしょうか、お伺いいたします。

○運天修証人 次の所長ですね、ちょうどコロナの頃でしたので、帰ってから半年ぐらいですかね、コロナが少し収まった頃に、私のその当時勤務していました畜産公社に来ていただいて、いろんなお話を結構長い時間させていただいたと思います。その中で、資金の流れの話もですね、含めてやった記憶がございます。

○高橋真委員 では、次の所長には引き継がれたということによろしいですね、確認いたします。

○運天修証人 書面上ではございませんけれど、口頭ではお話したと思っております。

○高橋真委員 話変わります。平安山さんからは、多分これは運天さんが課長時代のお話だと思いますけれど、上からの指示でサインをしたと証言をしております。ここで確認をしたいんですけど、このサインについて、これは山里氏も言っていますけれど、当時組織として問題意識は共有されていなかった趣旨の発言をしているんです。だから、ここですね、違和感やこの問題意識は組織として共有されていたのか、それとも共有されておらず個人の感覚でとどまっていたのか、近い感覚を教えてください、認識を。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から設立時の定款へのサインについて平安山氏や山里氏が上からの指示でサインした旨の発言があるが、この点について本庁側にいた運天証人としてどのような問題意識の共有があったのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

運天修証人。

○運天修証人 設立に関してはですね、私は全く情報もなかったし関与していませんので、これがどういうふうな命令があったのかなかったのか、そこは全く分かりませんし、そういうことですね。

○高橋真委員 最後に行政経験者としてお伺いいたします。

この問題について引き継いだものとしてですね、一定の責任を果たされたと思いますか。それとも、引き継いだ以上問題意識は認識したけれど、踏み込みが足りなかったということでしょうか。どちらが今の率直なお考えに近いのか、これは行政に携わる者として、ぜひお答えいただければと思います。

○運天修証人 そういう設立の手続が全くなされてなかったということは、私はこの問題が出てくる、その半年前ですか1年ぐらい前ですか、そこまで全く認識しておりませんし、当然そういう手続の下に行われている業務だというふうな認識しかございませんでしたので、私も辞令をもらってワシントンまで行ったわけですから、その辞令のその根拠というか行って来いと言うからには、そういうことは全部整理されているものだというふうな認識でですね、赴任しておりますので、実態と違うところが少しずつ見えたというところをですね、是正できなかつたというのは、大変残念ではあるんですが、私としてはワシントンでどういう仕事ができるかということですね、活動して、県の基地行政にですね、どういうメリットにつながるようなことができるか、そこを考えて、3年間やってまいりましたので、設立のことがどうこうというのは全くベースにはない状態ですね、勤務をしたということに尽きると思います。

○西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 運天さん、よろしくお願ひいたします。

まずですね、先ほど当時の小濱さんと中田課長の証人喚問を終えてですね、平成27年の途中、先ほど運天証人も答弁されていましたが、法人設立の旨は何となく聞いていたというお話がありました。それはどなたから聞いたんですか。

○運天修証人 法人のお話はですね、多分知事が訪米する前にそういう情報として伝わっていたんじゃないかなというふうに思っています。知事公室内ですね。

○宮里洋史委員 小濱証人は課長からあったという証言がございました。

課長のほうは記憶にないという答弁がございました。運天さんはいかがですか。

○運天修証人 私もワシントンに行くまで、そういう訪米になるまでですね、そういう法人の細かい話、そのときも細かい話は聞いていないんですけど。法人をつくるという、ビザには必要みたいよという話は、そういうことは聞いていましたので細かい話は全く聞いておりません。

○宮里洋史委員 そして、訪米をして着任されて、それから山里さんから説明を受けたという答弁がございました。その中で、当時の担当者にはこれこういう状況だから登録したほうがいいんじゃないかと、お話をされたともありました。その後の後追いはどのようにされますか。

○運天修証人 私、登録したほうがいいんじゃないかというのは言っていない。要は、株式は私も見ていないんですよ、株券が。見ていないのであるかどうか分からないし、ないと聞いていますし。これ1000ドルで1ドルの額面ですという話も数字的にはあるんですけど、これがアメリカではそうかもしれない、株式会社という認識は全くありませんでしたし。これは日本の自治法の有価証券の管理、それに該当するかどうか分からないので、そこをちょっと確認してくれないかという話はそういう意味でやったと思います。

○宮里洋史委員 参考人招致のときは、登録したほうがいいよというようなことを伝えましたということ、運天さんがおっしゃっているんですけども、そこと乖離はない内容ですか。

○運天修証人 私は株式があると言われて、株式があるんだったら、最初に山里さんから言われて、株式があるんだったら、これは公有財産になるよという話を、公有財産として登録しないとイケないよという話をしたと思います。

○宮里洋史委員 その後ですね、ビザの問題で一時帰国したときにですね、知事公室長とか基地対策課長に意見交換ではないけれど、お話したとあるんですけども、株式のことはお話されていますか。

○運天修証人 全般的なお話をしたんですが、誰にどこまでやったかというのは今ちょっと記憶にございませんけれど、運営面とかですね、その活動面の話は課題とかそういったものは、報告したというふうに記憶をしております。

○宮里洋史委員 その知事公室長と基地対策課長は、どなたですか。

○運天修証人 基地対策課長が金城典和さんで、知事公室長が謝花喜一郎さんです。

○宮里洋史委員 であればですね、このお二人は株式会社ということを知っていましたか。

○運天修証人 私自体が株式会社というのを認識していないので、株式があるっていう、その表現があったんですけど、株式会社かどうかというの、私も分からない。判断できない状態でした。これも最近までそうです。今でも本当に株式会社にこれ該当するのか、日本でいう株式会社に該当するのかというの、私も分からないです。ですから、株式会社という言い方はしていないと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から答弁内容について補足の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 それでは今回、公有財産登録されているされていないという

ものが大きな問題になりましたけれども、少し気になるので、担当にお話したけれども、本庁や課長から特段の指示はなかったということでもよろしいですか。

○運天修証人 指示がなかったというか、これは株券があれば必要であれば、本庁のほうで処理する話なので、私どもがそういう手続を取ることはないですので、基地対策課でやらないといけない手続ですから、そういう明確な答えもずっとありませんでしたので、私もその後は活動に絞ってですね、日々やっていましたので、その後ビザ取って、後はですね、もう十分に活動できるという気持ちでおりましたので、そこに集中していたというのがという状況でございます。

○宮里洋史委員 分かりました。

運天さんが担当部局にですね、担当者ですね、株式があって、これが日本的に公有財産に当たるのかって調べたということは事実ですよ。伝えたことは。

○運天修証人 伝えたという記憶はございます。

○宮里洋史委員 であれば、この部分は不作為だと感じますか。

○運天修証人 これはどういう理解していなかったのか分からないですけど、話が進まなかったというのは残念としか言いようがないですね。

○宮里洋史委員 県庁職員全般この問題に関して、すごい疑念というか不安も覚えるんですけども、先ほども運天さんは、私が課長のときに知っていれば是正していたよという証言をしていました。先ほど証人尋問した中田課長もですね、僕が知っていたらこんなの通らないと。会計課と財政課に話さないといけないからこんなの通らない。私は関与していないと。しかし、ここでこの1点で株式じゃないかという疑念を投げかけたわけですよ。それを職員、起案者の担当職員は受け取って、それを報告しない組織なんですか。そこら辺を教えてください。

○運天修証人 この何とも言えないんですが、それぞれの受け止めの問題、重要性の問題かなというふうに思っていますし。多分、年度のですね、その手続の委託料の手続の真っ最中だったと思いますので、その辺はあまり今、その当

時、もうこれ推測でしかないんですけど、一般的に5月というのは非常に忙しい時期ですので、そこはあまり気にしていなかったかもしれないので、本来やるべき仕事にですね、集中していたということもあるかもしれないです。

○宮里洋史委員 別の質問に行きます。

当時の最初の起案者小濱さんは、積算に関わっていないという証言をされております。その中で、運天さんは公募のですね、プロポーザルかこの入札に関して、委託事業に関して、いろんな意見を述べられておりますよね。これまでの委託事業に関して、運天さんは積算に関わっていますか。

○運天修証人 これは予算を持っているところがある程度判断するわけです。これプロポーザル方式ですので、中身自体は提案する企業さんがつくってくるわけです。その中で、それが適正かどうかというところ適切かどうかというところを審査委員会で諮るわけですから、その内訳の細かいところ数字的なところまでは、大小——ちょっと少ないんじゃないかという話はあるんですけど、それも何をやるか、そこで委託で何を主にやるかというところをですね、そういう視点から審査会では話をするわけで、細かい積算がどうこうというそこまでは審査会ではやりませんので、担当がヒアリングをしてその内訳とか確認をするというのが普通ではないかなというふうに思っています。

○宮里洋史委員 今の証言なんですけれども、担当は当初予算をはじき出さないといけないんですよ。なので、担当は積算を全くさわらない——要するにプロポだから全て知りませんというのは、担当は言えないですね。そこら辺いかがですか。

○運天修証人 委託するときには、総額は予算要求しないといけないですから、大体のそういう過去とか類似のものから当然、こういうことをやりたいということですね、事前にそういう類似の業者さんから聞いて積算をして、予算要求するはずなんですよね。そういう予算とまた執行するときには、そのプロポーザルをやったときには、こういうことをやってくださいという県が条件を出すわけですね、仕様書を出して。それに応じた金額や提案を委託を申し込むほうから積算をして提出するという流れになっているはずなんですよね。

○宮里洋史委員 起案者は積算していないとおっしゃっているんですよ。当初概算要求するときに積算は職員がやらないといけないという答弁でした。その

範囲の中で、いろいろ要求して仕様書を作ってプロポで金額幾らかというのは、僕らも理解できますけれども。中田課長は池田さんのときにはスキームができ上がっていたというお話をされていまして。運天課長時代にですね、運天さん、課長時代に中田さんからどのような引継ぎを受けましたか。

○運天修証人 この件については、引継ぎを受けておりません。担当ベースで引継ぎをやっていますので、私が直接、中田さんから引継ぎを受けたというのはいません。

○宮里洋史委員 当時、課長もされていたのでの質問なんですけれども、小濱さんはこの仕様に関しては山里さんから頂いたと。ただ山里さんは積算に関しては本庁から話があったって言っているんですよ。ここの矛盾を感じていて、なおかつ、所長になってもその前の課長でも、この委託事業入札に関わっている運天さんはそこら辺どのように判断されていますか。

○運天修証人 私が課長時代引受けた頃には、大体総額は決まっていますので、毎年幾らかシーリングがかかったりとか、減ったりはしますし、新規に何かあれば付け加えることはできるんですけれども。普通は総額の中で、2回目3回目からですね、初回は多分いろいろ積算をしないといけないと思うんですよ。そうであっても、ある程度プロポーザル募集するためには、大体の感覚というんですかね、それは持っていないとできないはずですので、予算の規模的なものをですね、小濱さんがどういった意味で言ったか分からないんですけれども、普通はそういう形でやると思います。

○宮里洋史委員 運天さんの課長時代には、この中のビザだったりとか、そういう積算の内訳はある程度は分かっていたんですよ。

○運天修証人 ちょっと私も細かいところはやっていませんので、担当がやって上がってきてそれを決裁する立場ですので、細かい積算までは見ておりませんけれども、必要なものは何があるかということは把握はしておりました。

○宮里洋史委員 その中で、マーキュリーとかこの再委託関係とかということも把握されていますか。

○運天修証人 これもプロポーザルの1つの向こうのメリットとしてですね、

提案されていたと思います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、運天証人からプロポーザルの内容として直接的にマーキュリーとは書いていなかったと思うとの補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 もうここまで一応確認するとですね、法人の設立の説明を受けていなかったと、委任するという説明もその後には分らなかったということですね。積算の説明も特に引継ぎでを受けていなかったと。株券の管理の指示も引継ぎを受けていなかった。再委託の許可に関しても、特段分らなかったと——行って分かったかもしれませんが、大きな流れの中で法人をつくったということがあった。それらもろもろこういった一連のことがあったときに、それらを裏づける資料ってありますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、運天証人から基地対策課にいた時点で何らかの再委託が必要ということは知っていたとの補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 法人設立に関しましてですけれども、現地に行って定款を見た以外、法人ができているという書類というか説明資料とか、証拠というのを運天さん自身で確認したことはありますか。

○運天修証人 いろんな議会の勉強会の資料としてそういった想定問答とかありましたので、その中に法人のお話は出てくるんですけど、その細かい資料の隅々まで目を通したということは、現地に行くまではありませんでした。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から定款以外の法人設立の経緯を説明する資料やメールのやり取り等を確認できるものはあるかとの補足があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
運天修証人。

○運天修証人 それは全くございません。

○宮里洋史委員 中田課長のと時からですね、定時報告を求められていると思うんですけども、どのような報告を所長時代されていましたか。

○運天修証人 地域安全政策課のときに、どういう指示で報告を求めていたかというのは分かりませんが、私のときもですね、不定期に近い、月に1回ぐらいの報告でした。もう少し報告してほしいなという気持ちは持っていましたけれど、どちらかというともう日々の基地も、事件・事故、いろんな問題に対応するのが精一杯でして、そこまでは私も当時は、そんなに関与はしていませんでした。

○宮里洋史委員 所長時代に支払いのサイン関係は、全部コア社が平安山所長にお願いしていた、必ず確認してやっていたというのですが、それは事実ですか。

○運天修証人 事務所名義で小切手を切りますので、そのときにコア社から説明を受けたというのが、こういうふうにやっていますよということで、こういう支払いしないとちょっといろいろ体裁悪いですよということは、言われまして、それでやっていたということです。

○宮里洋史委員 税務申告のサインは、2020年しかないんですけども、そこはなぜサインされていないか分かりますか。

○運天修証人 そこは承知しておりません。

○宮里洋史委員 沖縄県の会社という認識はございましたか。

○運天修証人 そういう認識は日頃の中ではありませんでした。

○宮里洋史委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、大田守委員。

○大田守委員 運天さん、またよろしく申し上げます。

前回のですね、お呼びしたときにブラックボックス化という言葉が何度かありました。再度、このブラックボックスの中身、何がブラックボックスなのか、誰がそのブラックボックス化したのか、具体的にもし分かるのであればお願いしたいんですけど。

○運天修証人 私も何がブラックボックスなのかが分かりませんし、私が事務所のことで知っている文書は定款しか見たことがないので、株券とかそういったことは一切、ワシントンでは見ておりませんので、その件に関してであれば、ちょっとそれは間違った認識じゃないかなというふうに思っています。

○大田守委員 間違った認識っておっしゃっているんですけど、でも2度ほどブラックボックス化されていたんじゃないかというお話でございます。これ株券が目の前で確認できなかったということで、そのブラックボックスという言葉を使ったんでしょうか。

○運天修証人 それは、私はそういうブラックボックスという話はしていませんので、そういう発言した本人に確認したほうがよろしいかと思えます。

○大田守委員 分かりました。

先ほどですね、この委託料の出どころなんですけれども、これ運天さんの基地対策課のほうが出されたんですか。今のお話はそのように聞こえたんですけども。ただ地域安全政策課、あちらのほうから出たという話もありますけれども……。

○運天修証人 設立当初は、地域安全政策課が所管しておりましたので、地域安全政策課でやっております。設立のときは地域安全政策課、それから平成28年度からですね、基地対策課のほうで担当しているということでございます。

○大田守委員 中田証人もおっしゃっていたんですけども、じゃ、それに基

づくお金の委託料を出す以上は、これに基づく記録が残っているはずだと。それとともに、毎回の報告義務、これがないと次年度続かないはずだというお話をしたんですが、その点は運天さんのほうはしっかりとした報告があったんでしょうか。

○運天修証人 平成28年度から基地対策課のほうで所管しておりますので、平成27年度の事業報告は基地対策課のほうで処理しているはずですが。精算は基地対策課のほうで引継ぎで処理していたと思います。

請求書とそれから何をやってきたかというのは、少しセットで処理をして精算か清算手続を取るというのが委託料の流れだというふうに考えております。

○大田守委員 そうであれば、その時々々の報告書をしっかり残していて、それに基づいて、次年度の予算を工面してやってきたということは、その書類もあるということよろしいでしょうか。

○運天修証人 委託料については、保管期間の問題はありますけれど、毎年度きちんとそれは保存していると思います。

○大田守委員 中田課長の時代にですね、こういったこの委託料は早く出せということで、いろいろ上のほうからは言われてきたと。当時の統括監、知事公室長、そして副知事も一緒に関わってきたはずだというお話がございましたけれども、その点については、運天さんの課長時代はそういったのはありましたか。

○運天修証人 私るときはですね、委託の支払い計画書というのを作りますので、それに基づいて出来高とその都度都度ですね、出来高を評価して支払いをしていたと思います。

○大田守委員 それはもちろんでしょうけれども、当時の課長の上である統括監、そして知事公室長、担当副知事、親密になってやっぱりお話されてきたんじゃないかなと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○運天修証人 ワシントン事務所の活動というのは、知事の公約でも大きなものでしたので、その活動内容とかそういう話は、統括監、知事公室長、それから副知事、知事と情報はある程度共有していたと思っております。

○大田守委員 分かりました。

当時ある副知事は、私は全く関与していないと。全くこれも知事がやってたはずだということで、この場でお話をされているんですよね。今のお話を聞くと、そうではなくてやはり副知事も共有していたという考えでよろしいのでしょうか。

○運天修証人 何が共有されていたかというのは、ちょっと私も分からないですけれど、基本的に報告書とかそういったものは回覧されていたのではないかなというふうに思っております。

○大田守委員 最後の質問になりますけれども、課長の後にまたワシントン事務所の上長として、赴任されておりますけれども、そういった中では、やはり毎年毎月のこの報告書は所長として当たり前のようにしっかりやっていたということでしょうか。

○運天修証人 私が行ってから毎週やっておりました。

○大田守委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 運天さん、よろしくお願ひします。

3月14日の参考人招致でビザやFARAの理由で、法人が必要という説明を受けていないと証言がありました。これ間違いないですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、運天証人から質疑内容の確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

運天修証人。

○運天修証人 前任の中田課長から引継ぎを受けたかという質問であればですね、私は前任の課長からは、直接引継ぎは受けておりません。

○仲里全孝委員 前回、山里氏が法人格登録は必要であるとの認識をしていたと証言があります。

一方でですね、赴任時、初めて法人の存在を知ったと運天さんが述べているんですけども、これ間違いはないですか。

○運天修証人 法人というか法人の必要性は、私も分かっていたけれども、株式会社ということについては、分からなかったということです。

○仲里全孝委員 その根拠を教えてもらえないですか。

○運天修証人 私、ワシントン事務所の事業を引き継いでからですね——基地対策課のほうでもそういう株式会社という文字は全く出てきておりませんので、私はそういう情報は全く持ち合わせておりませんでした。

○仲里全孝委員 なぜそのときに、法人の存在を知っていたというふうに答弁されていますか。

○運天修証人 L1ビザを取るためには現地法人が必要だということは聞いておりましたので、そういう情報でそういうお答えをしたと思います。

○仲里全孝委員 L1ビザの話が出ていましたけれど、L1ビザのちょっと確認をするんですけども、当時赴任したときのビザの種類を教えてください。

○運天修証人 L1ビザがですね、まだ、手続きできていない状況でしたので、取りあえず4月に赴任しないといけないということで、前任もB1ビザで行きましたので、私もB1ビザで赴任いたしました。

○仲里全孝委員 B1ビザを申請するときに、誰が申請したんですか。

○運天修証人 基本、私のビザですので個人で申請になります。

○仲里全孝委員 このビザの申請は公費ですか。

○運天修証人 手数料は、公費で出ております。

○仲里全孝委員 申請時の申請書の中に、法人組織は明記されているんですか。

○運天修証人 法人名は、沖縄県庁でやったと思います。

○仲里全孝委員 それからL1ビザに、ビザの取得が変わっていると思うんですけれども、いつ変わったんですか。

○運天修証人 私が赴任して10月にL1ビザの承認がおりましたので、11月の頭に領事館で手続をして取得をしたと思います。

○仲里全孝委員 運天さん、その時誰が申請したんですか。

○運天修証人 ビザの申請は自分でやりました。

○仲里全孝委員 申請書の中に、法人組織を明記されていますか。

○運天修証人 明記されていたと思います。

○仲里全孝委員 法人組織を明記する、自らこれ申請者の責務であると思うんですけれども、その時法人組織というふうな、もう把握されているんじゃないんですか。

○運天修証人 法人組織というのは把握しておりますけれど、これは株式会社というのはですね、私は定款を見て後もですね、これ本当に日本の株式会社なのかというところは、分からない誰も答えてくれないのでですね、そういう現地の法人という認識でしかありませんでした。

○仲里全孝委員 現地の法人でも何でもですね、L1ビザは就労ビザなんですよ。いわゆる会社組織が申請するものなんですよ、L1ビザというのは。その中で申請するときに、本人さっきB1ビザは公務員として申請したじゃないですか。B1ビザ、それから半年を経ってL1ビザに変えるときに、その当時、法人組織を持っていないと、L1ビザというのは申請できないんですよ。だからその時に、運天さんは法人組織の存在を把握されていなかったんですか。

○運天修証人 法人組織であるということは、基地対策課の課長のときから、情報は持っていましたので、認識はしておりました。

○仲里全孝委員 当時ですね、運天さん。運天さんの前の課長のときから、平成27年にですね、平成27年、翁長知事が就任する前ですね。いわゆる運天さんが渡航する前に、もう県民に登記簿も、この法人組織は獲得しましたよって、エールを出しているんですよ、マスコミで。なぜその時、運天さんはもう既に知っているのに我々も知っているんですよ。内容は別にね、内容は別に、なぜその時法人組織知らなかったんですかね。

○運天修証人 私が知らなかったとは言っておきませんし、株式会社ということは認識していないということです。

○仲里全孝委員 どういった法人組織と認識されていたんですか。

○運天修証人 有限責任の会社だというふうに思っておりました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から有限会社とは何かについて確認があった。また、株式会社という認識はなかったのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 それは営利を目的とする法人組織というのは、認識されましたか。

○運天修証人 県の組織ですので、そういう営利の会社という認識はございませんでした。

○仲里全孝委員 法人という認識はなかったということですか。

○運天修証人 法人ということは認識しておりましたけれど、株式会社という認識はなかったと申し上げている。

○仲里全孝委員 これ法人と知っていたという根拠を教えてください。

○運天修証人 根拠といいますと、引継ぎでいろいろ資料ですね、議会答弁の資料とか、地域安全政策課の資料、それに基づいてそういう法人というのは県のほうで整理をしているので、それで認識していたということです。

○仲里全孝委員 いつ頃ですか。

○運天修証人 そういう資料を見たのは、基地対策課が地域安全政策課から引き継いだ時でございます。

○仲里全孝委員 公有財産登録されていなかったか。

○運天修証人 見たことございません。

○仲里全孝委員 定款は明記されていなかったか、定款の書類はどうだったんですか。

○運天修証人 その頃は、現地に行くまではですね、私見た記憶がないです。

○仲里全孝委員 証券は見ましたか。

○運天修証人 見たことはありません。

○仲里全孝委員 株券は見ましたか。

○運天修証人 見たことはありません。

○仲里全孝委員 それがですね運天さん、去年の12月株券が出てきたんですよ。株券が出てきているのに、これまでの聞き取り調査でですね、全員がこの株券知らないって言うんですよ。全員が知らない。それでですね私非常に疑問に思うものが、証券そのものは、もう県民にアピールしているんですよ、当時の知事が。だのに何で見ていないのかと、証券そのものテレビで。それはなぜ知らないのかなということをやっと確認したいですね。

○運天修証人 私が最初にワシントンコア社に確認したときには、証券はないという話を伺いましたので、私もないものとしか認識しておりませんでしたし、どこにあったのかというのも全然、分かりませんでした。

○仲里全孝委員 ちょっと確認します。FARAの件、ちょっと確認させてください。移民局へ申請する報告書なんですけれども、それは運天さんは、半年に一遍申請されている、それは毎回確認されていますか。

○運天修証人 いろいろ書類は、幾つか提出したことはあると思うんですけど、手続上のところはですね、副所長に読んでもらって問題なければ私はサインしていたということで、ちょっとそれぞれの書類がどんな書類があったということではですね、ちょっと記憶にございません。

○仲里全孝委員 運天さんは渡航して現地でですね、3年間当時は所長として任務を勤めていたんですけれども、その時3年間移民局への報告書は目を通されていますか。

○運天修証人 つぶさに目を通した記憶はございません。

○仲里全孝委員 FARAに運天さんは、FARA登録をしましたか。

○運天修証人 FARAの赴任したときにですね、サインをした記憶がございます。

○仲里全孝委員 そこにFARA登録に、株式会社、いわゆる法人組織を明記する項目があるんですけれども、法人組織と明記されていますか。

○運天修証人 記憶はございませんけれど、そういう欄があればそういうふうに記載されていたんだろうなというふうに思います。

○運天修証人 自ら自分で申請をして、サインはされていますよね。

○運天修証人 FARA登録の手続については、コア社に委任しておりましたので、それに基づいて私達は内容を、私より遥かに英語が達者な担当がおりま

すので、そこに見てもらってですね、つぶさに見てもらって署名をしていたということです。

○仲里全孝委員 その時も法人組織の存在を知らなかったんですか。

○運天修証人 先ほどから申し上げてるとおり、法人というのは認識しておりますけれど株式会社という認識はございませんでした。

○仲里全孝委員 一方ですらね、マーキュリー社へのDCオフィスからの支払いがあったというふうに伺っているんですけども、それは運天さん自ら決裁をしましたか。

○運天修証人 費用自体は委託料の中で承認されておりますので、私は支払いの小切手をですね、ワシントンオフィスからの支払いの小切手にサインをしたということでございます。

○仲里全孝委員 この小切手にサインしたというのは、これは権限はその時は、運天所長に権限があったんですか。

○運天修証人 費用自体は、委託料の中で決裁されておりますので、その枠内で私が決まっている費用の支払いに対して、サインをしたということでございます。

○仲里全孝委員 その項目、分かる範囲でいいですから教えてください。

○運天修証人 再委託の項目です。

○仲里全孝委員 委員長、以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 運天さんお疲れさまです。よろしくお願ひします。

県が設置したワシントン駐在に関する調査検証委員会が、3月に報告書を出しました。その報告書の指摘についてですね、私から質問したいと思います。この問題、報告書でも書かれているんですけど、やっぱり法人設立当時に文

書による決裁文書が残っていない、決裁手続が分からないというところが、一番の問題だと思います。

一方で、運天さんは2代目所長として、設立よりは2代目として関わっていくわけですが、赴任して定款を見つけたりもするわけですよね。それで何らかの法人があるんだということは認識して、さっき有限という話もありましたけれども、それです、この報告書が指摘しているのが設立当初が問題だけれども、それ以降もこの手続の瑕疵を治癒できるタイミングが幾つかあったのに、それをやっていないというところが指摘されているんですね。当時、赴任して任務を一生懸命務めていて、なかなかというのものもあるかもしれないんですけども、ただ所長としてですね、今振り返ってみて、やっぱりあのときに、治癒できたのではないかというのがあればですね、教えていただきたいなと思います。

○運天修証人 まず、定款を見つけたということじゃなくて、定款を説明された、こういうのがありますよということで説明をされたというのが赴任をしたときでして、法人であるというのが、その前から知っておりましたけれど、それが株式会社という認識はありませんでしたということでございます。

それで私が、公有財産登録の話、もしあれば公有財産登録しないといけないということでお話したときですけど、その存在するかしないかということがまず分からなかったということ。その時に、本来もう少しやればよかったかもしれないかもしれませんが、どちらかというとその体制を整えることに集中しておりますので、初めての海外勤務でございますので慣れないことが多々ある中で、それに忙殺されてしまったということでもあります。運営的には、私が行ったら安定したというあれですけど、いろんなことをやってまいりましたので、どちらかという活動に専念をしてきたということで、組織自体のことについてはですね、ちょっと私も、その思考の中から抜け落ちていたのかなというふうに思っております。

度々ですけどやっぱりビザの担当が変わるたびに、ビザの申請をするときにですね、やっぱり本庁と事務所の関係というところの説明の中で、ちょっと厳しいところもあるかなというのを感じたときもありました。ですが、L1ビザの説明のときには、親会社と子会社の関係というのを説明するわけなんですけれど、それも全く県の組織の中の説明で足りていたということもありまして、ちょっと思考的に油断していたのかなということもあると思いますが、いずれにしても帰ってきてからも、次の所長にこういうことがあるよということは話したと思いますので、先ほどヒアリングを受けたときもあります、帰任後に基

地対策課からヒアリングを受けていますけれど、ちょっとあまり記憶にないんですけれど、その内容が活かされていなかったということもですね、ちょっと残念かなというふうに思っております。

○比嘉瑞己委員 大変重要な任務にもかかわらず、その少ない体制で取り組まざるを得なかったというところが、やっぱり大きな要因だと思います。今お話にもあったように、引継ぎのときにもですね、口頭での説明等々あるんですけども、この検証委員会の報告書でも、この引継ぎの際の業務の手順書となったり、このマニュアルの必要性が指摘されております。やっぱりこういった文書に残るような形で、引継ぎもやっていくことが再発防止に繋がると思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○運天修証人 何をやるかというのはもう活動的なことは、明白というかももうやっていることを検証しながら、改善をしていただければいいということでございますので、事務手続のところというのはどちらかという委託の中の話なのでですね、事務所のほうというか、どちらかという本庁のほうで、もう少し精査が必要だったんじゃないかなというふうに思っております。

○比嘉瑞己委員 はい、ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、玉城健一郎委員から質疑を取上げる旨の申し出があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

以上で、運天証人に対する尋問は終了いたしました。

この際、運天証人対し、委員会を代表して、一言お礼申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただき心から感謝いたします。

運天証人、ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、証人退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

次回は、明11月27日木曜日、午後1時30分から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

ありがとうございました。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

副委員長 西 銘 啓史郎

委員長 西 銘 啓史郎